

袋井市駅前第三地区土地区画整理事業

に伴う発掘調査報告書 3

平成13年度

掛之上遺跡 VI・VII

— 本文編 —

2002

静岡県袋井市教育委員会
袋井市役所建設経済部区画整理課

平成 13 年度

掛之上遺跡 VI・VIII

－ 本 文 編 －

2002

静岡県袋井市教育委員会
袋井市役所建設経済部区画整理課

例 言

1. 本書は、平成12・13年度に袋井市教育委員会と袋井市役所建設経済部区画整理課が実施した、掛^{かけ}之上遺跡^{のうえ}の第6・8次発掘調査報告書本文編である。なお、平成11年度に実施した第5次発掘調査（報告書刊行済）の一部の成果も今回の報告と関連する遺構について掲載した。
2. 本発掘調査は袋井市教育委員会松井一明を発掘調査の担当者として実施した。
3. 本調査に係る事務については、袋井市役所建設経済部区画整理課駅前推進係が行った。特に、駅前推進係の白井正彦、松井一己、兼岡正利、松井純二、渡邊規恵の各氏には、現場と事務に関して円滑な調整をして頂いた。ここに記して感謝いたします。
4. 本書の編集・執筆は松井が行った。
5. 本書に使用した遺物の写真は、松井が撮影したものを使用した。
6. 本書に使用した遺構の実測図は、株式会社フジヤマが行った写測図を使用したものであるが、土層断面図や遺物出土詳細図等については松井が作成した。なお方位については、国土座標真北を使用している。
7. 本調査で得た資料については、すべて袋井市教育委員会が保管している。
8. 本発掘調査は静岡県教育委員会教育長より袋井市長あて「埋蔵文化財包蔵地における土木工事等について（通知）」（教文第2-51号・平成11年6月8日付け）の指示によるものである。
9. 本書作成のため以下の機関・方々から資料の提供やご協力を賜った。（敬称略）
梅田謙一 伊藤延男 斎野裕彦 佐々木純也 佐藤達夫 真田廣幸 富樫孝志 平野吾郎
平松良雄 向坂綱二 山中敏史 山本賢一郎 渡瀬 治 方形周溝墓研究会の方々

目 次

第1章 調査に至る経過	1
第2章 調査の経過	2
第3章 掛之上遺跡と奈良時代の周辺遺跡の様相	4
第4章 遺構	5
1. 土層	5
2. 竪穴住居	5
3. 掘立柱建物	5
4. 方形周溝墓	7
5. 井戸	9
6. 土坑	9
7. 溝	9
8. 柱穴群	10
第5章 遺物	40
1. 縄紋時代の遺物	40
2. 弥生時代～古墳時代初頭の遺物	40
3. 古墳時代の遺物	41
4. 奈良時代以降の遺物	42
第6章 まとめ	67
1. 弥生時代中期集落の様相	67
2. 弥生時代後期集落の様相	68
3. 古墳時代集落の様相	69
4. 奈良時代の郡衙関連遺構	71

插图目次

第1图	第6・8次発掘調査位置図	11
第2图	第6・8次発掘調査土層図	12
第3图	第5・6・8次発掘調査全体図	13・14
第4图	S B 1 ~ 4 ・ S B 4 炉実測図	15
第5图	S H 1 実測図	16
第6图	S H 2 実測図	17
第7图	S H 3 実測図	18
第8图	S H 4 実測図	19
第9图	S H 6 ・ 7 実測図	20
第10图	S H 5 実測図	21・22
第11图	S H 8 ・ 9 ・ 11 実測図	23
第12图	S H 10 実測図	24
第13图	S Z 1 実測図	25
第14图	S Z 2 実測図	26
第15图	S Z 3 実測図	27
第16图	S Z 3 主体部・土器1・S Z 9・土器棺1 実測図	28
第17图	S Z 4 実測図	29
第18图	S Z 5 実測図	30
第19图	S Z 5 主体部・土器1・2・S Z 6 主体部1・2・焼土・S P 78 実測図	31
第20图	S Z 6・S Z 6 主体部2 実測図	32
第21图	S Z 7 実測図	33
第22图	S Z 8・S P 125 実測図	34
第23图	S E 1 ~ 3 実測	35
第24图	S K 1・2・5・6 実測図	36
第25图	S K 3・4・7・8 実測図	37
第26图	S K 9 ~ 13 実測図	38
第27图	S D 2・3・S D 3 内土坑実測図	39
第28图	土器実測図1	43
第29图	土器実測図2	44
第30图	土器実測図3	45
第31图	土器実測図4	46
第32图	土器実測図5	47
第33图	土器実測図6	48
第34图	土器実測図7	49
第35图	土器実測図8	50
第36图	土器実測図9	51
第37图	土器実測図10	52

第38図	土器実測図11	53
第39図	土器実測図12	54
第40図	土器実測図13	55
第41図	土器実測図14	56
第42図	土器実測図15	57
第43図	土器実測図16	58
第44図	土器実測図17	59
第45図	土器実測図18	60
第46図	土器実測図19	61
第47図	土器実測図20	62
第48図	土器実測図21	63
第49図	土器実測図22	64
第50図	土器実測図23	65
第51図	土器実測図24・金属製品・石器製品実測図1	66
第52図	時代別遺構変遷図1	70
第53図	時代別遺構変遷図2	72
第54図	掛之上遺跡双倉復元図・法隆寺綱封蔵竣工復元図	75
第55図	全国双倉遺構集成図	77

付図1 掛之上遺跡時代別遺構変遷図(弥生)

付図2 掛之上遺跡時代別遺構変遷図(古墳)

付図3 掛之上遺跡時代別遺構変遷図(奈良)

付図4 掛之上遺跡時代別遺構変遷図(中・近世)

写真図版目次

図版1 遺物写真(1) 土器

図版2 遺物写真(2) 土器

図版3 遺物写真(3) 土器

図版4 遺物写真(4) 土器

図版5 遺物写真(5) 土器・石製品

表紙写真 SH5(双倉、東より空中写真)

掛之上遺跡第6・8次発掘調査報告書

第1章 調査に至る経過

袋井市高尾地内に所在する掛之上遺跡は、昭和49年7月～12月に「中遠広域都市計画事業袋井駅前地区土地区画整理事業並びに中遠広域都市計画道路の建設」に関連して、掛之上地区に所在していた周知の埋蔵文化財である狐塚古墳が発掘調査の対象となり、狐塚古墳発掘調査委員会が組織され、川井正一氏（当時袋井市教育委員会）を担当者として調査を実施したのが第1次発掘調査となった。

第1次発掘調査の後、昭和57年に個人住宅建築（第2次発掘調査）、昭和63年に袋井駅前地区土地区画整理事業に伴う道路部分（第3次発掘調査）、平成9年に原野谷川護岸改修工事（第4次発掘調査）が実施された。第2次と第3次発掘調査については袋井市教育委員会、第4次発掘調査は（財）静岡県埋蔵文化財調査研究所により実施された。

今回報告の掛之上遺跡第6・8次発掘調査は「袋井市駅前第二地区土地区画整理事業」に伴う発掘調査であり、関連の発掘調査はまず平成9年5月16日～5月21日に永井義博氏（袋井市教育委員会）を担当により試掘調査が実施された。この調査では26箇所の試掘グリッドを設定し、遺跡の範囲確認を行ったところ、概ね掛之上地内のほとんどに埋蔵文化財が存在することが判明した。

この試掘調査の結果から本調査に取り掛かるため、平成11年5月6日付で袋井市長豊田舜次名（袋井市役所区画整理課）で文化庁長官宛てに「埋蔵文化財発掘の通知について」（文化財保護法57条の3の規定）が提出された。これを受けて平成11年6月8日付の「周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等について」（教文第2－51号）の通知が、静岡県教育委員会教育長杉田豊名で袋井市長宛て送付され、区画整理事業着手前の発掘調査が正式に指示された。

「袋井市駅前第二地区土地区画整理事業」に伴う本調査は、第1回目として平成11年度に永井義博氏を担当者として、遠州中央農業協同組合袋井南支店（JA遠州中央袋井南支店）の移転に伴う建物建設予定地分（第5次発掘調査）、平成12年度に今回報告する南支店の設計内容の変更や周辺地下工事追加の発掘調査（第6次発掘調査）、小野田柳原線に伴う発掘調査（第7次発掘調査）が実施された。

「袋井市駅前第二地区土地区画整理事業」の発掘調査については、主に都市計画・区画道路と宅地造成部分が調査の対象となることが明らかとなった。道路部分については、歩道がつく客員幅17mの幹線道路（交付金対応）と、歩道部分のない客員幅6mの区画道路（補助金対応）に別れる。平成13年度実施された区画道路建設に伴う発掘調査は第9次発掘調査の区画道路6号線、第10次発掘調査の区画道路1号線建設に係るものであった。平成13年度の発掘調査は他に今回報告するJA袋井南支店の駐車場部分についても整地工事が深くなり遺構面を削平することが判明したために市が対応する第8次発掘調査、幹線道路の小野田柳原線に伴う発掘調査（第11次発掘調査）や特殊道路1号線（第12次発掘調査）など第8～12次の合計5件の発掘調査が実施された。また、個人住宅の基礎部分や幅の狭い側溝など小規模な埋蔵文化財の破壊に伴う事業については立会調査7件を行ってきているが、これについてもかなりの件数になってきている。今後の「袋井市駅前第二地区土地区画整理事業」に係わる発掘調査や立会調査は、次年度以降事業のかなりの進捗が予想され増加してくるものと考えられる。今回のような市対応の発掘調査については、住宅地部分となることから、原因者の予定にかなり左右されることになるため、年度内にの度重なる設計や計画変更が伴い、年度ごとの調査計画では対応し切れない場面が多々あった。この点については今後の大きな問題点となろう。

第2章 調査の経過

平成12年度の発掘調査について当初は区画8号線道路敷地の調査を行った後に、引き続き小野田柳原線道路の発掘調査を行う予定であった。区画8号線道路分の発掘調査は5月に道路予定地部分の範囲を認定する作業を現地で行ったところ、予定地東半分はJ A遠州中央袋井南支店の冷蔵倉庫で基礎が深く入っていたことから、遺構面が損なわれていることが判明していたので調査区域から除外した。調査対象面積は180㎡となった。また、区画2号線道路敷地の一部が用地内にあったことから、当初の調査予定には入っていなかったが、急速こちらでも調査対象とし、調査対象面積は30㎡であった。

今回の発掘調査はJ A遠州中央袋井南支店の旧敷地内ということで、安全対策・廃土置場等問題となる懸案事項についてはほとんどなかった。作業用のプレハブや道具類の搬入など事前の準備を5月下旬より開始し、引き続き重機による表土掘削を行った。人力による遺構の調査については6月から開始することとした。J A遠州中央袋井南支店として長年使用されてきたため掘削が遺構面近くまで及んでおり、特に建物跡地部分ではほとんど包含層が確認されなかったため、調査区全体に対して遺構確認面である黄褐色土上面まで表土を除去することができた。6月に入ると掘立柱建物の大型倉庫跡が見つかり予想以上に遺構数が多かった。雨天にも悩まされたものの調査は比較的順調に進み、6月下旬には遺構写真の撮影も終わり、写真測量の準備を行う目処がたった。

ところが、この頃J A遠州中央袋井南支店の新建物建設の担当者から、第5次発掘調査としてすでに終了している工事予定区域外に建物範囲と上下水工事等の付帯工事の範囲が及ぶ可能性ができたこと、当初駐車場と予定し調査対象から除外していた場所についても土壌改良の必要ができたため、これらの工事内容を検討したところ発掘調査の対象に含めなければならなくなった。工事計画からは少なくとも年度内に新建物を完成するためには10月までに着工したいとの希望があったが、本年度の文化財係の計画はすでに決まっており他の学芸員の派遣は無理であったため、その対応についてはかなり厳しい局面に立たされた。J A遠州中央袋井南支店の新建物の建設期間については絶対に譲れないとの担当者からの強い希望があり、これを満たすためには①駐車場部分については当面工事は支障がないと考えられたため次年度の調査とし、②本年度着工部分については現地調査は終了するが遺物整理と報告書作成は区画8号線道路分と共に次年度以降に変更すること、③小野田柳原線道路の調査に入る期間を予定よりも1ヶ月遅らせ10月下旬以降とすることで、区画整理課駅前推進係及びJ A遠州中央袋井南支店の関係者と合意した。結果として工期を守るためには、遅くとも9月末日までに調査の現地作業を終了させなければならないという厳しい状況となった。対象面積は一気に広がり増加分が460㎡で、先の調査分と合計すると670㎡となり、これらの調査区を含めて第6次発掘調査区とした。

6月下旬に一時中断していた調査を7月上旬に再開した。早速新たな調査区の西側から大型の掘立柱建物が3棟見つかり、郡衙正倉クラスの建物群になることが判明してきた。とくに区画8号線道路敷地内から見つかった倉庫については、当初2棟の倉庫と考えていたが、皮肉にも調査範囲が広がったことにより双倉という全国的にも希少な遺構であることが判明した。遺構の重要性に鑑み静岡県教育委員会文化課の指導を受けながら、できるだけ関係者に働き掛けて遺構を残す協議を行うため、9月上旬に現地指導をおおいだ。しかしながら、道路部分には上・下水道等のライフラインが縦横に入ること、建物部分については基礎工事が大規模になり構造変更が工期が迫るなかできないこと等の難関が山積みであり、現時点での工事内容の変更は不可能に近いものであることが判明し、遺構のほと

んどを残すことは不可能であるとの結論に達した。この間7月下旬には南小学校の高学年の生徒を対象とした現地説明会なども開催した。調査そのものは8月の好天に恵まれ9月上旬には終了する目処がたったものの、9月上旬から天候が崩れ写真測量等が終了したのは、約束の期限ぎりぎりの9月下旬のことであった。その後現地を引渡し、道路と建物部分の着工がなされ、袋井市教育委員会学芸員立会のもとと工事が実施された。

第8次調査は前年度J A遠州中央袋井南支店の駐車場予定地で、平成13年度に調査を遅らせた調査区である。平成13年度の発掘調査については、J A遠州中央袋井南支店がすでに開店していたこともあり昨年度より工事希望のあった土壌改良を伴う駐車場部分の調査を、真っ先に実施して欲しい旨区画整理課を通じて強い申し入れがなされていたので、6月上旬から調査を開始できるよう準備に入った。現地で調査区を設定したところ、調査対象面積は270㎡となった。

今回の発掘調査もJ A遠州中央袋井南支店の敷地内ということで、安全対策・廃土置場等問題となる懸案事項についてはほとんどなかった。作業用のプレハブや道具類の搬入など事前の準備を6月上旬より開始して、引き続き重機による表土掘削を行った。人力による遺構の調査についても並行して開始した。本年度の調査区についても、攪乱が遺構面近くまで及んでおり包含層が部分的にしか残っていなかったため、調査区全体に対して遺構確認面である黄褐色土上面まで重機による表土を除去することができた。調査を進めると昨年度と同規模の大型倉庫建物が1棟や、大型方形周溝墓の溝から弥生時代中期の土器が多量に見つかるなど予想以上に遺構数や遺物量が多く、雨天にも悩まされながら調査を進めたが、7月下旬には調査を終了する日処がたった。そこで、本年度も遺構の重要性に鑑み静岡県教育委員会文化課の指導を受けることとし、7月上旬に現地指導をおおいだ。駐車場敷地発見の郡衙関連遺構である大型倉庫については、工事内容を若干変更してもらい、土壌改良は可とするが遺構面の削平は行わず地下保存してもらうこととなった。その後、調査は例年になく7月は比較的好天に恵まれたこともあり7月中旬には終了することができた。現場引渡後、袋井市教育委員会学芸員立会のもと、遺構は埋め戻され地下保存され、現在は駐車場として利用されている。

発見された遺構の重要性もあり、平成13年度中には第6次と第8次発掘調査の報告書を刊行できるように区画整理課に働き掛け、一部現地発掘作業と平行して内業の整理作業も進め、本報告書の作成もできうる限りの内容でなんとかまとめ刊行にこぎつけることができた。関係者のご努力とご理解に感謝したい。

さて、今回の調査の最大の問題点と教訓は、まずJ A遠州中央袋井南支店建物の工事計画が着工ぎりぎりまで確定しなかったこと、第5次発掘調査区の設定が必ずしも確定した工事範囲内に収まっていなかったこと、建物以外の雨水処理の下水道工事などが予想以上に広い範囲で行われることが関係者間で理解されていなかったことなどから、調査対象域の決定が工事着手が迫るなかりぎりぎりで行なわれなかったことにより対応がさらに後手にまわり、結果として発掘調査計画自体が破綻する危機に見舞われたことである。また、ぎりぎりの調整で調査を進めたため、静岡県下で初めて発見された郡衙関連の正倉、なかでも全国的に見て古代の建築技術を解明するうえで希少で重要な遺構である双倉が発見されたにもかかわらず、工期が迫っていることもあり設計変更等で保存に向けての協議・対応ができなかったことである。後者の点については、地下遺構という性格上調査前から予想できないため避けることができない面もあるが、前者の点については多分に関係者の努力で解決できる問題であり、調査の調整が前倒りにできていれば重要遺構の保存協議に費やすことのできる時間も生まれてくるものと思われる。今後このようなことのないように、関係者に対する働き掛けが必要となつてこよう。掛之上遺跡の調査を更に進めるにあたっての反省点としたい。

第3章 掛之上遺跡と奈良時代の周辺遺跡の様相

掛之上遺跡は現在までの調査状況で、縄文時代～中・近世に至る歴代の袋井市屈指の拠点集落遺跡であることが判明してきている。今回は奈良時代の遺構が特筆されるため、袋井市域の奈良時代の遺跡について概観してみたい。

袋井市域の奈良時代の遺跡としては、まず郡衙関連遺跡として坂尻遺跡と春岡遺跡があげられる。坂尻遺跡は、袋井市東部地区の掛川市との市境、近世東海道が原野谷川を渡る西岸の自然堤防上という極めて官衙的な立地条件を満たす場所に位置している。遺跡からは袋井バイパスや大和ハウス工業工場建設地区等多くの調査区から、掘立柱建物や竪穴住居が多数見つかった。袋井バイパス調査区からは、柵列で囲まれた掘立柱建物やかまどを伴わない竪穴住居が発見されたこと、「佐野厨家」や「日根駅家」、「嶋津」、「市」の墨書土器が出土したことから、佐野郡衙の厨家、駅家であると見られている。また市や津の施設、殿や家関連の墨書土器や、井戸を中心としたの掘立柱建物群が発見されているため、曹司等の諸施設の存在が明らかとなった。しかしながら、政庁や正倉、館の郡衙中枢部の施設の遺構についてはほとんど分かっていない。

春岡遺跡は袋井市北部地区の太田川の東岸の自然堤防上の立地し、浜名湖北岸ルートの幹線道路が太田川を渡河する極めて官衙的な場所に位置する遺跡である。また、その西隣には、「知」や「九周」等の墨書土器のほか、円面硯や木簡（現在所在不明）も発見され、かねてより周智郡衙の推定遺跡である稻荷領家遺跡が存在し、近年の発掘調査で稻荷領家遺跡と春岡遺跡は同一遺跡として理解されるようになってきた。春岡遺跡の発掘調査では、大型の掘立柱建物や建物域を区画する溝、祭祀遺物を伴う低湿地部や奈良時代まで遡る条里水田が発見され郡衙周辺部での様相が明らかとなった。遺物も多量の木製祭祀具のほか、墨書土器、木簡、帯金具、緑釉陶器、硯等の官衙的遺物の出土を見ている。春岡遺跡でも残念ながら郡衙中枢部の遺構の状況はわからなかった。おそらく稻荷領家遺跡が郡衙本体になると目されているが詳細は不明である。

以上2遺跡からは、郡衙中枢部の遺構の状況については分からなかったが、全国的に見てもよく分かっていない郡衙中枢部以外の建物構造、祭祀場所、水田の状況が分かる資料として注目される。

さて春岡遺跡で検出された奈良時代まで遡る条里水田は、川田藤蔵潤遺跡でも発見されている。静岡県内でも奈良時代まで遡る条里水田は、数例しかなく奈良時代でも広域条里が整備されていたことを証明する貴重な遺構である。太田川水系の広域条里の方向は川田藤蔵潤遺跡では西に21°（国土座標）振れるが、坂尻遺跡の掘立柱建物群は磁北（西へ6°10'）となり、広域条里設定以前の白鳳期の郡衙建物群の規格として磁北を使用していたことが判明してきている。ただし、今回報告分の掛之上遺跡の郡衙中枢建物では、これらの建物とは全く別の方位を採用するらしいことが判明した。

郡衙推定遺跡以外の遺跡として、浅羽町の新堀遺跡で掘立柱建物群と「山名厨」、袋井市土橋遺跡で掘立柱建物と「国厨」の墨書土器が発見された。何れの遺跡の掘立柱建物は郡衙中枢クラスの建物ではなく、中・小クラス程度のものである。「厨」関連の墨書土器から見ると、郷レベルのなかに郡衙や国府の厨家に関係した施設や機能が存在していた可能性を示唆するものとして注目される資料である。何れの遺跡も付近に郡衙との水上交通に関係した河川が流れており、こうした郷レベルの中心遺跡でも郡衙や国府との河川を通じた交通路が確保されていることが分かった。

以上のように掛之上遺跡周辺部では、郡衙推定遺跡を含む有力な奈良時代の遺跡が存在し、それらの遺跡と掛之上遺跡との関連が注目される。

第4章 遺 構

1. 土 層

今回の調査区ではJA遠州中央袋井南支店、それ以前には工場用地であったため建物やその他の施設の解体に伴い包含層の保存状況は悪く、大きな攪乱が各所に入っていた。しかしながら用地の西端では包含層が確認され、厚いところで30cm、薄いところでは10cm程度、平均20cmの弥生～古墳時代後期の包含層が20～30cmの表土の下に存在した。なお、ごく一部に存在したと思われる中世～近世の遺物を包含する層も北西端で見られた。表土上層には活性炭の工場の廃棄物と思われる炭化物を多く含む部分が見られた。さて、遺構の地山面である黄褐色土上面のレベルは、南東部分が一番高く、西方向へ行くほど低くなる。高低差で30cm以上となろうか。

2. 竪穴住居 (SB)

竪穴住居はSB1～4の4棟が検出されたが、全て古墳時代後期に該当するものである。検出された場所は北東の調査区の区画2号線道路分と、第8次発掘調査区から各2棟検出されたが調査区が狭いせいか、このうち全体の形状が分かったのはSB4のみである。また、全ての竪穴住居は、床面が包含層と地山面の境に営まれ、あまり地山面を深く掘り込まない状況から、本調査区西半分に検出された多数の柱穴群の中に古墳時代後期の竪穴住居の柱穴が含まれている可能性は充分考えられる。

古墳時代後期の当地域の一般的な竪穴住居は、方形プランで4本柱、壁に添って細い壁溝をもち北側にかまどと貯蔵穴をもつタイプである。一辺5～8mが普通サイズでSB1～3が該当すると思われるが、かまどの位置がほとんど調査区域外や攪乱により失われていたため、構造はよく分からない。SB4は一辺3mを測る小型の竪穴住居で、壁溝、かまどが見られず、地床炉が東に偏った場所に存在している。柱も2箇所確認できた以外は、掘立柱建物や土坑との切り合いでよく分からない。該当時期については、何れも床までの埋土が浅く出土遺物が少ないことから明確には特定できないが、数少ない出土土器から検討すると、SB3については坂井I-3式段階(陶邑TK43段階 松井一明1995)になると考えたい。

3. 掘立柱建物 (SH)

掘立柱建物はあまり大きな掘方を持たない小型で円形の柱穴からなるSH7～11の4棟、大きめで長方形の掘方をもつ柱穴からなるSH3・4の2棟、大型の方形の掘方からなるSH1・2・5・6・10の5棟の合計11棟が検出された。とくに、比較的多く柱穴群が検出できた調査区西半分については、現地でもかなり検討してみたものの、自信をもって小型柱穴からなる掘立柱建物として報告できる柱穴の組み合わせはSH7～10以外で提示しえなかった。しかしながら、たとえば古墳時代後期の遺物を出土する柱穴を抽出すると、SH9・11の周辺にまとまる傾向があることから、抽出できていない古墳時代後期の掘立柱建物は存在していたと推測される。

SH7～11は一部抽出できなかった柱穴もあるが、SH7のように桁行5間以上、梁行4間の大型で多数柱間の上開式建物、SH8・11のように梁・桁行2～4間の中・小型の土間式建物、SH9の桁行2間、梁行2間の総柱の倉庫建物と推測されるものに分けられる。溝や柱穴から出土した土器から該当時期を考えると、SH8が弥生時代後期になる可能性がある以外は、SH7・9・11については古墳時代後期に該当するものと考えたい。

古墳時代後期の掘立柱建物は建物配置から見るとSH7・9・11と竪穴住居のSB3・4とは組み合わせになりそうであるが、建物の主軸方向微妙に異なる。ただし、このような主軸方向が微妙に異

なる掘立柱建物と竪穴住居の組み合わせは他の掛之上遺跡の調査区でも確認されているので、今回は同一単位の建物群と報告しておきたい。同時期の建物群として捉えると、大型の掘立柱建物1棟を中心として高床倉庫1棟、土間式の建物1棟、普通規模の竪穴住居1棟、小型の竪穴住居1棟の組み合わせになる。単位群の性格については、まとめの章で検討したい。時期はSB3出土の土器から、坂尻I-3式段階に該当すると考えておきたい。

SH3・4は調査区を南北方向に縦断する建物と思われるが、いずれも梁行の柱並びがよく抽出できていないため、おそらく桁行9間以上、梁行2〜3間程度の土間造りの長屋風の建物になると考えられる。間口は一定ではないが、ある程度の規則性はあるため入口が複数想定されることから、内部は複数の部屋に仕切られていたものと考えられる。また、建物の重複関係から、SH4についてはSH1・2と桁行の側柱列はほぼ重なり、柱穴の切合関係ではSH4のほうが新しくなることから考えると、SH1・2を解体した後すぐにほぼ同じ位置にSH4に建替、東隣にSH3を新たに建てたと考えられる。柱の寸法はSH3については土層図がないためよく分からないが、SH4の柱穴の土層からは径20cm程度の柱痕跡が確認できるものが存在する。しかし、柱の痕跡が確認できないものもあることから、これについては柱の掘方を再掘削して抜き取られたものもあると考えたい。柱穴から出土する土器からは細片が多く、詳細な時期は特定できなかったが、古墳時代後期の須恵器や土師器の破片が出土したことや、柱穴が方形を呈すること、SH1・2の柱穴よりも新しいことなどから検討すると、奈良時代後半〜平安時代になる建物と考えたい。主軸方向はSH1・2と同様に国土座標方位で東へ10°振れることから、SH1・2・5・6・10の建物群と同じ規格が存在していたことが読み取れる。

SH1・2・5・6・10については、SH6が建物の一部であり全体の形状が分からない以外、SH1・2・10が桁行4間、梁行3間の極めて規格性の高い総柱の大型高床倉庫になる建物、SH5がSH1・2・10と同規格の桁行4間、梁行3間の総柱の大型高床倉庫2棟を2本の柱で連結した、桁行11間、梁行3間の特大サイズの高床倉庫である所謂双倉形式の建物である。双倉の上屋構造についてはまとめの章で検討する。

何れの建物の柱間は柱中心間で平均2〜2.2m、掘方の規模は一辺1.3〜1.6mを測る規格が認められる。柱穴内部の状況については、SH1・2については全ての柱穴の土層図がないためよく分からないが、判明した柱穴土層からは径50cm程度の円形の柱痕跡が確認できるものが存在するが、ほとんどは柱の痕跡が確認できないか下部でしか確認できないため、柱穴の掘方を再掘削して柱が抜き取られたものが多い建物と考えたい。反対にSH5については柱の痕跡が確認できない柱穴はほとんどなく、5〜6基について柱穴の掘方を再掘削して柱が抜き取られたもので、それ以外は掘方上部で柱を切断して解体をした建物と考えられる。SH10については柱の痕跡が確認できない柱穴は20基中11基でほぼ半々になる建物である。柱の抜き方法から見ると、柱の掘方を掘削するSH1・2、掘方上部で切断するSH5、半々のSH10に分けられる。柱の固定方法は固定部分の礎を抜取った後、底に凸凹を整形するための灰色ないし白灰色粘土を貼付したものを、柱を固定するために柱底に石を組入れたり、根巻状にしたりするものも存在するが、すべての柱穴で確認はできていない。柱穴内の土層と柱の形状に重複するものはSH6で建替が予想されるが、それ以外では建替は確認されていない。

柱穴から出土する土器からは細片が多く、大多数の柱穴から古墳時代後期の須恵器や土師器の破片が出土したこと、一部の柱穴から8世紀前〜中葉の須恵器が出土したこと、柱穴が方形を呈することから検討すると、奈良時代前〜中葉の建物と考えたい。主軸方向はSH10が微妙にずれる以外、ほぼすべての建物が国土座標方位で東へ10°振れることから、同じ建物配置の規制から建てられていたこと

が読み取れる。遺物からの時期の検討は遺物の章、建物配置からの時期の検討はまとめの章でさらに詳しく行うこととする。

4. 方形周溝墓(SZ)

方形周溝墓は調査区西半分で弥生時代中期のもの、後期のものが北西隅から検出されている。何れも調査区が狭いため全体の形状を把握できたものは少ないことから、やや認定基数に検討の余地はあるが、弥生時代中期の方形周溝墓は1・2・5～9号墓の7基、後期については3・4号墓の2基の合計9基となる。基本的には第1・7・11次発掘調査地区同様に、中期の方形周溝墓群の空閑地に後期の方形周溝墓が造られていると理解した。

弥生時代中期の1・2・5・7～9号墓の平面形態は、所謂四隅に陸橋をもつ東海・南関東型中期方形周溝墓になると思われる。6号墓については7・8号墓と切合うため平面形態はよく分からないが、少なくとも1箇所は切れ、1箇所は連結溝によって区画されているらしい。規模は6号墓のように一辺6mを測る小型のものから、1・7号墓のように10m以上を測るやや大きめのもの、2・5・8号墓のように8～9mを測る普通規模のものなどがあり、大中小の3つのクラスからなる周溝墓で構成されている。それぞれの周溝墓は互いの溝を結合あるいは再利用することはなく、5号墓と8号墓の溝の一部は切合っている。切合関係は5号墓のほうが新しい。6号墓については溝の上層から切合関係は分からなかったが、6号墓東溝出土の土器から見ると、おそらく5・7号墓よりも6号墓のほうが新しいと思われ、6号墓の南と西溝は7号墓北溝、8号墓東溝を再利用した結合式になる可能性がろう。単位群については、まとめの章で検討したい。

主体部は墳丘中央部で発見されたものは5・6・8号墓で各1基、溝内土坑と思われるものは6号墓北・東溝内で各1基確認されたが、その他は墳丘中央部に存在するものは発見されなかった。5号墓の主体部は長さ1.7m、幅0.95m、6号墓の主体部は長さ1.3m、幅0.75m、8号墓の主体部は長さ2.4m、幅0.9m、を測り、いずれも縦長の長方形の土坑で、小口板を固定する小穴は見られない1類タイプの木棺を埋葬していたと考えられる。土坑の大きさから埋葬姿勢を考えると6号墓が小型で大人なら屈葬ないし子供の木棺、5号墓の大きさは微妙ではあるが大人なら屈葬、8号墓については比較的大形の部類に入る伸展葬可能な木棺となりそうである(松井一明 1998)。

周溝内埋葬は6号墓北溝、東溝で認められ、北溝内の主体部は長さ1.5m、幅0.7m、東溝内の主体部は長さ1.45m、幅0.55mの楕円形の土坑であることから、木棺ないし土坑主体になると考えられる。

このように第5・6・8次発掘調査区では比較的多くの周溝墓方台部内部より埋葬主体が確認できたことから、少なからず低墳丘の盛土はもっていたが、その高さは極めて低いタイプに属するものであったと考えられるのである。

8号墓の方台部中央から主体部と一部重複するが、大型の柱穴遺構が1基発見されている。柱穴断面を観察すると直径25cmの柱痕が観察できた。柱穴は切合関係から見ると主体部のほうが古いと思われるが、8号墓方台部中央に存在する位置関係と、付近に同規模の柱穴がないため主体部埋葬後に8号墓墳丘中央に標識としての大柱を建てた遺構と考えたい。同様な遺構は袋井市内では後期前半の例になるが、高尾山43号墓でも認められている。高尾山43号墓は後期前半新段階～後半古段階の四隅突出型の方形周溝墓で、墳丘中央に大きな主体部があり、その南隣に直径1m柱穴、内部の土層から直径38cmの柱痕跡が確認された。43号墓は高尾山方形周溝墓群の中でも一番規模が大きく、墓域の入口にあたる場所に位置する特別な墓となっており、個別の墓の標識というより墓地全体の標識の意味合いが強いと考えられる(袋井市教育委員会 1996)。8号墓についてはサイズは普通規模であり、位置関係からも通常の単位群に構成される周溝墓であることから、周溝墓個々に伴う標識かも知れな

いが判然としなない。今後の調査の進捗にともない周辺部の単位群の構成内容から判断したい。

出土遺物は、各周溝墓の溝内より土器のみが出土している。個別に検討すると、2号墓東溝北端でほぼ完形の壺1個体、5号墓北溝で上半部がほぼ復元できる壺の土器破片2個体、同西溝で胴部下半の壺1個体の土器破片、7号墓北溝で埋土層から壺や甕の多量の土器の破片と、下層の東端から完形品の壺1個体、同西溝から壺上半部と底部が出土している。器種としては7号墓北溝の破片のなかに多数の甕が存在する以外周溝墓に伴うと思われる土器はほぼ壺に限られるようで、完形のもの、胴部下半や上半が欠損したものがあるが、穿孔土器は見られなかった。7号墓北溝の破片土器群は第21図1～16に示した通り、溝の下層から中層にかけて拳大の礫とともに破片として出土しており、完形品の17とは明らかに出土状況が異なる。17については7号墓に伴うもの、それ以外の土器については集落域から持ち込まれ廃棄されたものと考えられる。6号墓北溝西端上層の焼土付近より出土した土器は胴部下半で詳細な時期は不明ながら後期後半に該当することから、6号墓とは焼土と共に直接関係ない遺構・遺物である。時期としては何れも中期後葉の白岩式段階のものと考えられるが、1号墓と7号墓の下層の土器は古い様相、2・5・6・8号墓と7号墓の破片土器群は新しい様相になるものである。また、小破片ではあるが6号墓主体部1と切合う溝、9号墓北溝から出土の壺や甕の破片は中期中葉の嶺田式で混入品と思われるが、付近に中期中葉の方形周溝墓の存在を推定させる。

弥生時代後期の方形周溝墓は調査区北西端で2基確認され、弥生時代中期の墓が造られなかった空白地にはめ込むように造墓されている。全体の平面形態は調査区域外になる部分が多く確実なところは分からないが検出された範囲で見ると、3号墓は少なくとも二隅に陸橋もち、4号墓は1隅が陸橋で一隅も連結するが溝は浅くなっていることから、四隅に陸橋をもつ弥生時代中期以降の方形周溝墓の影響を受けている形態と考えられる。群構成については調査区が狭いため良く分からないが、周辺部の調査の様子から見ると弥生時代中期の群をなすものとは異なり、2基1単位のみ群構成となることから、第1次発掘調査地区同様に中期から後期へ墓域の変更と墓の数が減少するという特徴が指摘できる。

主体部は3号墓方台部内中央に土坑が1基検出された。主体部は長さ2.2m、幅1.55mを測る縦長の隅丸長方形の土坑で、小口板を固定する小穴は見られないI類タイプの木棺となろうか。しかしながら、土坑底に壁溝状の小溝が一周することから、静岡県下では他に類を見ない特殊な形態の木棺である。土坑の大きさは内法で長さ1.5mを測るため大人ならぎりぎり伸展葬になるものと考えられる。

4号墓については溝内土坑を含めても、主体部はまったく検出することができなかった。調査区域外に存在するのであろうか。

出土遺物は3号墓南溝中央から最もまとまって出土しており、焼成後底部穿孔の完形の小型壺や、高杯の完形品に近い大型破片が出土している。出土位置は溝の底に近い場所から出土しており、溝があまり埋まらない段階で高杯は破砕され状態で廃棄されたと考えられる。3号墓東溝からは、溝の上～中層にかけて多量の土器片が出土した。何れも完形率は低く、直接方形周溝墓に伴うものかどうか疑問であるが、甕は破片を含めても組成されなないことから何らかの祭祀用に使われた土器の可能性はある。4号墓については北溝から高杯の脚部や壺の底の破片ぐらしか出土していない。出土遺物から見ると、3・4号墓の時期はどちらも弥生時代後期後半中段階の範疇に比定されるものである。

3号墓西隅の陸橋付近に壺形の土器棺1基が埋葬されていた。埋葬方法は、土器の大きさぎりぎりの土坑を掘削し直立に土器棺を埋葬している。土器内部からは蓋として使用されていた土器片は出土していない。胴部下半しか残っていないので詳しい時期は分からないが、3号墓ときほど違わない弥生時代後期後半の時期になるものと考えられる。

5. 井戸 (SE)

円形で比較的深くほられた土坑を井戸と考え、3基を土坑から抽出した。何れも砂礫層中で掘削は留まっており、現状では常時湧水は見られないが、降雨後数日は少量の湧水が確認できるため、井戸というよりも水溜土坑に近いものと考えられる。時期は埋土の色調や少量の遺物から19世紀前～中葉の江戸時代末になると思われる。

6. 土坑 (SK)

土坑は弥生時代の遺物を出土するものと、江戸時代の遺物を出土するものに大きく分けられる。弥生時代の土坑はSK7・8・10・13・14である。検出された位置から見ると、弥生時代の墓域の内部から確認されたものとしてSK10・13・14、墓域外の居住域から検出されたものはSK7・8になる。SK13からは中期後葉の完形品に近い壺、SK10からも中期後葉の土器片が出土しており、何れも白岩式の新段階で、SK13は5号墓、SK10は7号墓に隣接して見られることから、方形周溝墓に関係した土坑墓と考えたい。SK14については、埋土から見ると弥生時代の遺構であるが、江戸時代の溝と切り合っているため、上層から江戸時代末～明治時代の陶器が混入していた。SK7・8については出土遺物が少ないため、詳細な時期はなんともいえないが、少量の土器片から見ると弥生時代後期に該当し、居住域に存在することから、廃棄土坑になるものと考えたい。

江戸時代末～明治時代の遺物を出土した土坑は、SK1～6・9・11・12である。このうち方形で多量の礫や割れた陶磁器が廃棄された状態のSK3・5・6・11については、水溜場として利用されていたものが屋敷地の廃絶と共に廃棄土坑に転用されたものと考えられる。SK1・2も方形を呈する土坑で礫や遺物はほとんど出土していないが廃棄土坑に転用されなかった水溜遺構になると思われる。SK3・12については円形の土坑で、少し浅いため井戸とはしなかったが、井戸と同様な水溜遺構になると思われる。SK9については浅く形態も細長いもので、廃棄土坑と言うよりも溝状遺構の一部になる可能性もあろう。これらの、江戸時代末の土坑群は井戸との位置関係からも合わせて考えると、大きくSE1とSK2～4、SE2・3とSK6・5・11・12の2単位に分けられる。これらの土坑・井戸の単位が屋敷地の台所に関係したものと考えることが許されるのなら、2つの建物の存在が推定される。こうした江戸時代末の生活場所を示す遺構は他の調査区では見られないもので、第5・6・8次発掘調査地区に大きな屋敷地が存在していたことを証明するものであろう。

7. 溝 (SD)

溝状遺構は弥生時代中期に該当するSD2、後期のSD1・3、古墳時代後期のSD8、奈良時代のSD5、明治時代の屋敷地の区画溝などが検出された。

SD2については、形態から方形周溝墓の溝とも考えられたが、組み合わせになる溝も調査区域内で発見されなかったため、単なる溝状遺構と報告する。出土品は拳大の礫とともに白岩式新段階の比較的大型の破片を含む土器片が多量に出土した。SD2は溝というよりも遺物や礫の出土状況から見ると7号墓北溝上層の土器群と同様に、廃棄土坑の性格をもつものと考えられる。

SD1については断面箱形の深さ20cm程度の浅い溝で、幅も広いところで1.5m程度であり、環濠と呼ぶには、やや規模が小さい。弥生時代中期の周溝墓の周溝は一部壊すが墳丘を壊すことなく、基本的には周溝墓の間を縫うように掘削されている。出土遺物としては第5次発掘調査地区で弥生時代後期前半新段階の完形品を含む土器片が多量に出土している。出土状態からは廃棄品と思われる。溝の形状はL字状に掘削されていること、居住域の西端に位置することから、環濠ではないかあるいは墓域と集落域を区画する溝とも考えられる。ただし、墓域と居住域の境を調査することのできた第9次発掘調査地区ではSD1に連続すると思われる溝は見つかっていないため、あまり広い範囲を区画す

る溝とは考えられない。また、後期の集落域に中期の墓を取り込むのかどうかも疑問点として残る。廃絶の時期は3号墓と切関係にあることから、遅くとも弥生時代後期後半中段階には廃棄されており、土器の出土状況から見て後期前半新段階のみの短期間の利用が考えられる。

SD3については形態から見ると方形周溝墓の溝とも考えられるが、組み合わせになる溝が発見されていないため、本報告では単なる溝として報告する。溝の南端には長さ1.5m、幅0.6mを測る溝内土坑状に深く掘削され、口縁部が欠損した弥生時代後期後半中段階の小型の壺が底近くから1点出土している。溝や土坑の性格はよく分からないが、廃棄土坑のほか土坑・木棺墓等の墓の可能性も捨て切れない。

SD8については、SD1とほとんど重複していたため形状は分からないが、幅1.5m、深さ0.2mを測るかなりしっかりした溝ではある。SH7付近でなくなることから、SH7を中心とする建物群の敷地に対する排水用の溝と考えられる。

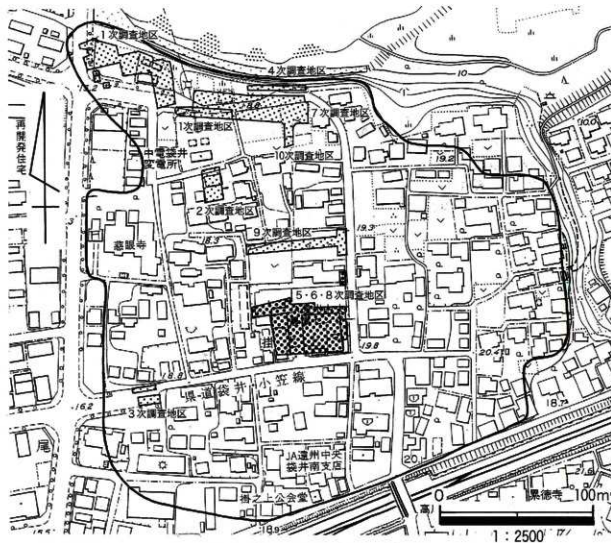
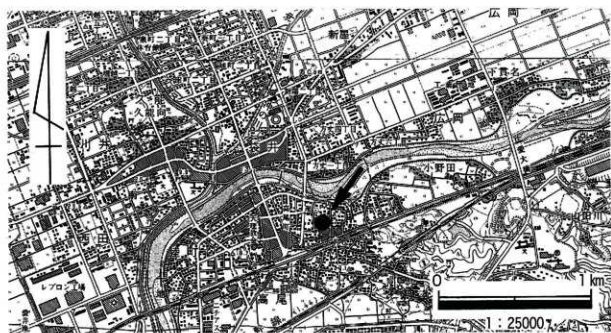
SD5は幅1m、深さ0.1m程度の浅い溝で、形状も明確ではない。奈良時代の遺物が出土していること、SH10の周りに掘削されていることから、倉庫群の雨水等を処理した排水用の溝と考えられる。

明治時代の区画溝は第5次発掘調査地区中央を南北に貫ぬいて発見された。第5次発掘調査では調査対象にしていない遺構のため確実なところはよく分からないが、第6次発掘調査の所見では屋敷地側である溝の西側に川原石を用いた石垣により護岸がなされていた。石垣の根石部分は溝の底となるが、表込部分は一段高くしてあり石垣の強度を高めている。石垣掘方を含めると溝幅2mを測るが、石垣部分を除外すると実質の溝幅は1m程度であったと思われる。区画溝以外の用途としては、土層から見ると耐水はしていたと思われるが水が強く流れた様子はなく、屋敷地の生活排水用溝程度の役割はもっていたと思われる。今回の調査区では江戸時代の地割溝はほとんど見つかっていないため、この溝が江戸時代の地割溝を利用したものであると推定される。すなわち、この区画溝と土坑や井戸状遺構の存在から見ると、調査区西半分は江戸時代末期～明治時代にかけて現在分かっている範囲では掛之上遺跡内で規模の一番大きな屋敷地となり、その内部には複数の建物が存在していたと思われる。

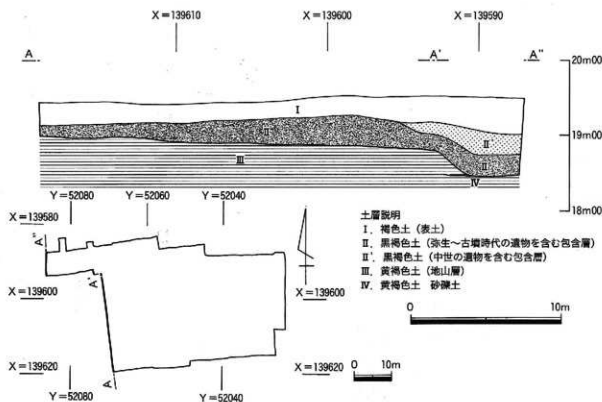
8. 柱穴群 (SP)

掘立柱建物の柱穴や第5次発掘調査地区分も含めて総数約400基の柱穴が検出できた。分布は一見すると調査区内にまんべんなく検出されているように見えるが、弥生時代中期の周溝墓と重複する部分ではやや少ない傾向が確認できた。現在までの周辺部の調査から考えると、弥生時代後期の墓や住居が中期の墓と重複することはほとんどないことから、後期の集落は中期の墓を壊さず、壊されるのは古墳時代後期からと考えられている状況と合致する結果であろう。おそらく、第5・6・8次発掘調査地区でも以前の調査区と同様に、古墳時代後期に弥生時代の墓を削平して集落域にするため、弥生時代の周溝墓と重なる柱穴群については古墳時代後期以降のものであると考えられる。

さて、古墳時代後期を主体と考えられる土師器や須恵器を出土するものは、第5次発掘調査地区のものは検討していないためよく分からないが、第6・8次発掘調査地区では総数約40基となり、全体の数から見ると25%の比率となり、他の調査区が平均30%以上を測ることから、やや少ない傾向にはなるが、誤差の範囲内には収まる数字であろう。古墳時代後期の柱穴は周溝墓の墓域と重複する部分である調査区西側に偏る傾向があり、周溝墓とは重複しない弥生時代の居住域と思われる部分ではほとんど確認できなかった。とくに、古墳時代後期のSH12の南西の周辺、SH9の周辺でやや多く検出される傾向がつかめ、古墳時代後期の建物群のある場所と一致する。このあたりに古墳時代後期の



第1図 第6・8次発掘調査 位置図

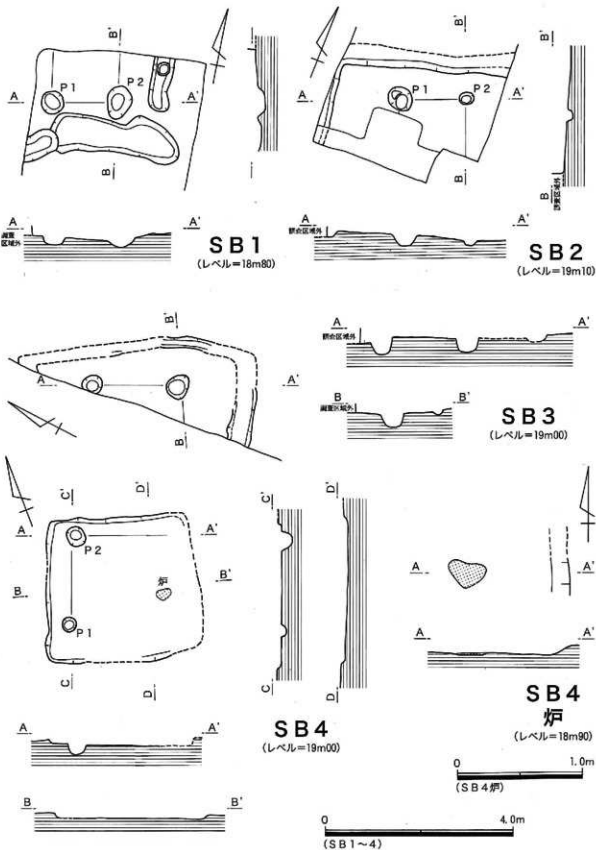


第2図 第6・8次発掘調査 土層図

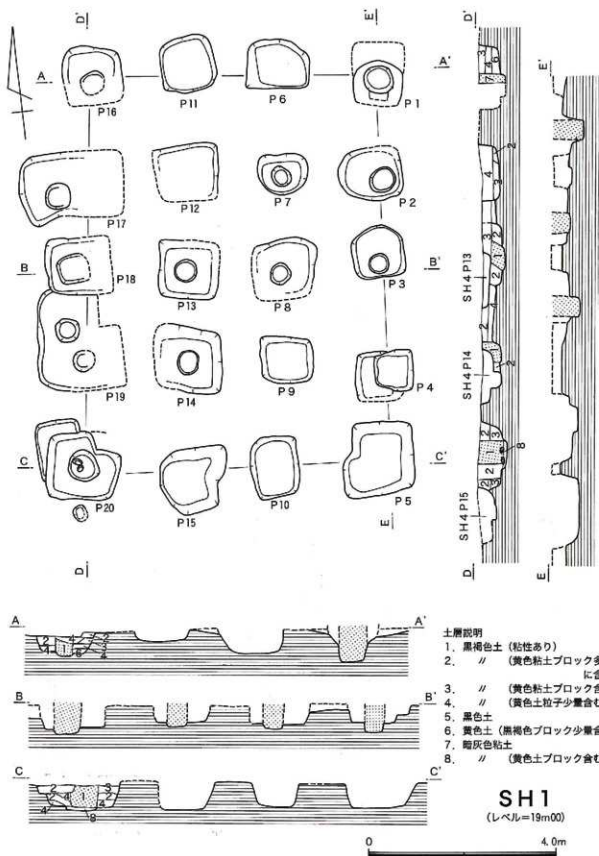
掘立柱建物などの立替建物がさらに存在していた可能性が考えられる。その他、調査区の東端を中心とする多数の柱穴は埋土の色調や出土土器から見ると、弥生時代に該当するものと考えられるが、組み合わせになるものは残念ながら分らなかった。ただし、北東端の区画2号線道路の調査区からは、古墳時代後期の竪穴住居が検出されているので、本調査区よりも北東方向の第9次発掘調査地区にかけてさらに古墳時代後期の別の建物群が広がっていることが確認された。

遺物が出土した小穴としてSP78が特筆される。SP78は5号墓の主体部を切って掘られ、柱穴の組み合わせからは、掘立柱建物を構成しない小穴と判断した。柱穴上層からTK43段階に該当する須恵器環2個体が合口され埋納されていた。環は下が蓋、上が口縁部を打ち欠いているため蓋になるか身になるかは不明で、内部からは何も出土しなかった。有機質のものが納められていたものと考えられるが、土壌分析はしていない。埋納物は分からないが、性格については胞衣を納めた容器とも考えられる。しかしながら、胞衣を納めた容器を埋納する風習が、奈良時代よりも以前である古墳時代後期にも存在するのか全国的な検討が必要となろう。他には建物の地鎮に関係した遺構の可能性も考えられるが、須恵器の出土状態から見ると建物の主要柱穴にはならないこと、この小穴には建物が重複して建てられていなかったと思われるので、地鎮具でなかった可能性もあるが確実ではない。

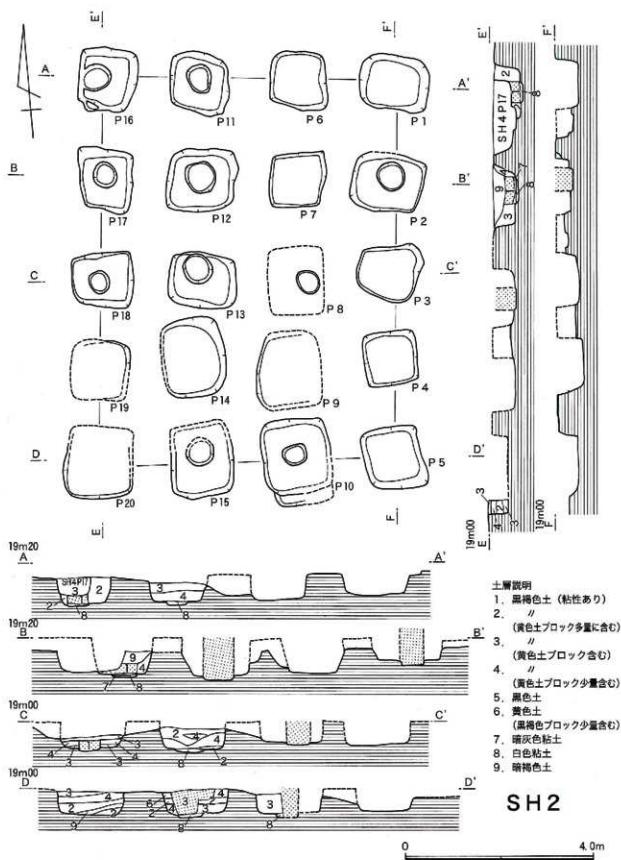
中世の遺物を出土する柱穴は全く確認できなかったが、表土や近世遺構からは中世～戦国期の遺物が少量ではあるが出土している。よって、第5・6・8次発掘調査地区でも何らかの中世遺構が存在していたと予想されるため、中世の遺構面が後世の擾乱で消滅している可能性を指摘したい。



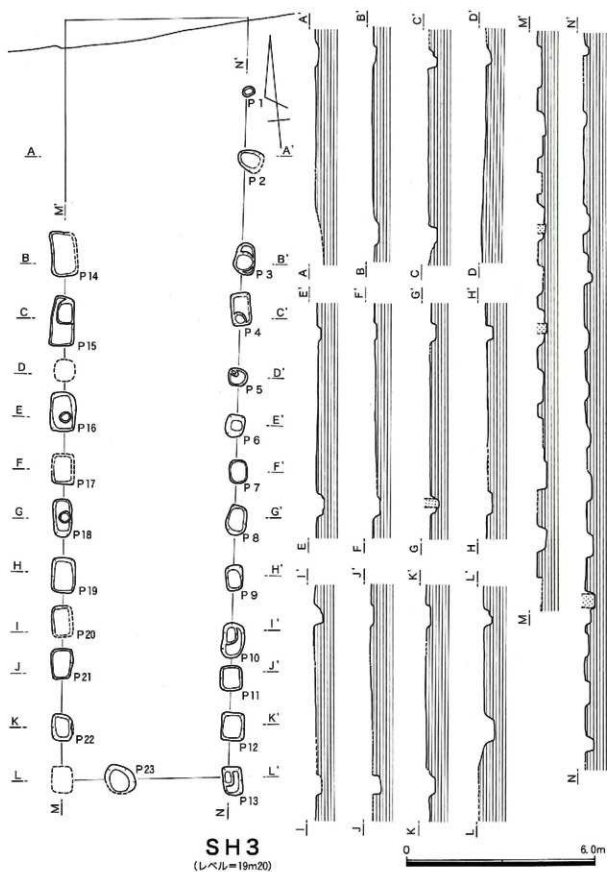
第4図 SB1~4・SB4炉 実測図



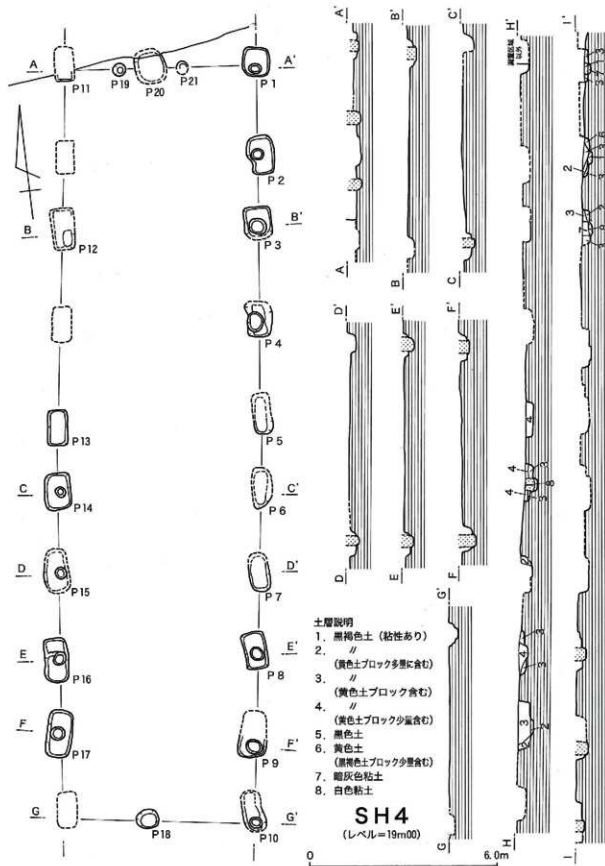
第5図 SH1 実測図



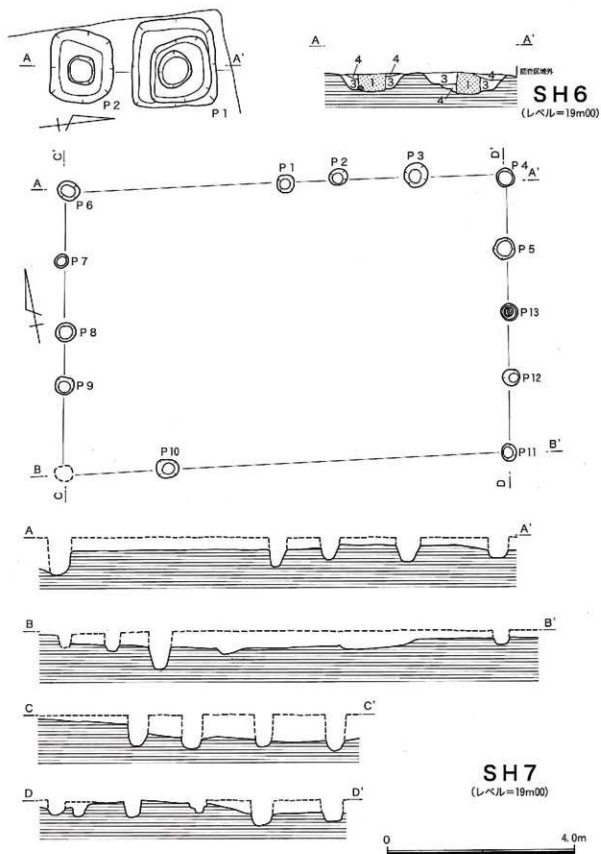
第6図 SH2 実測図



第7図 SH3 実測図



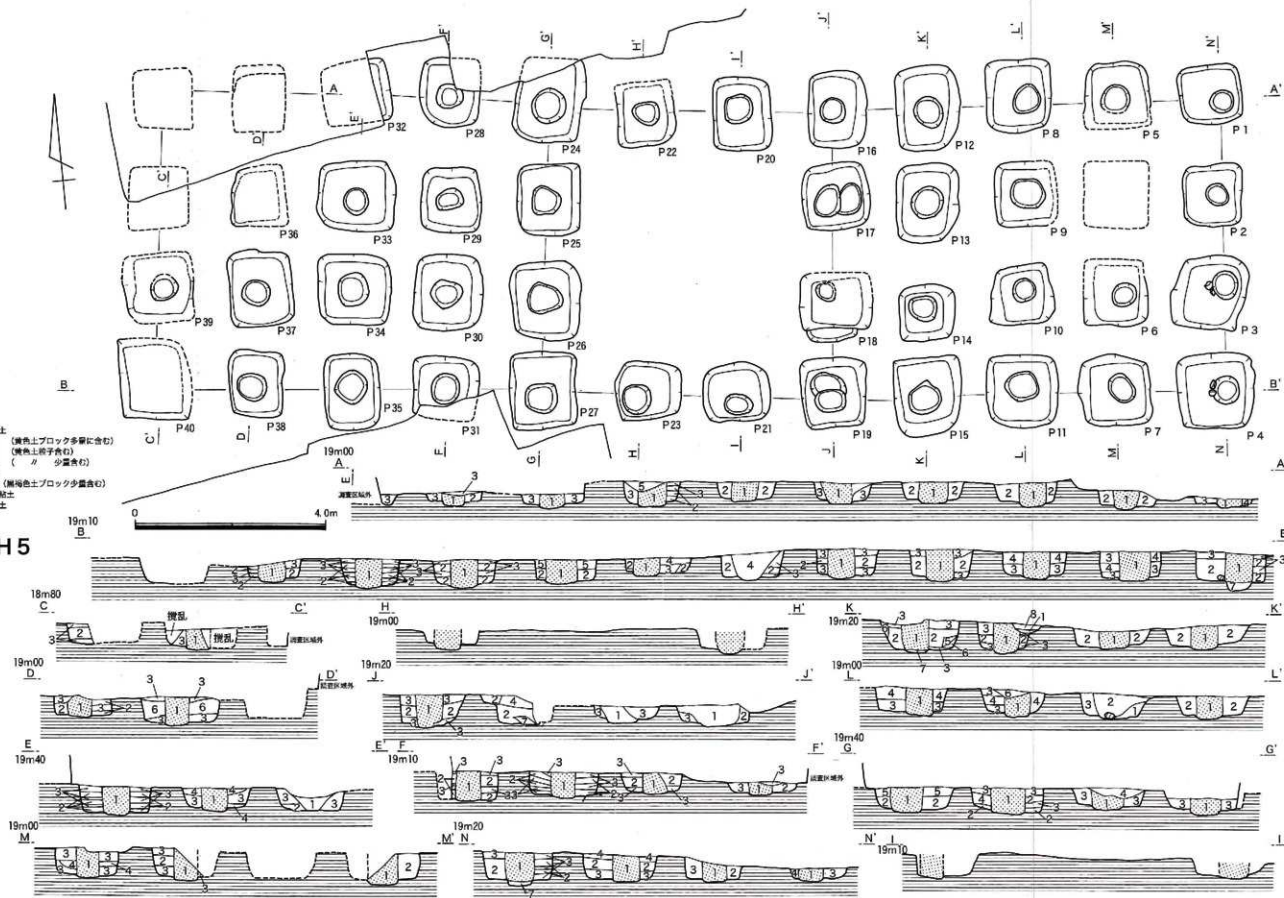
第8図 SH4 実測図



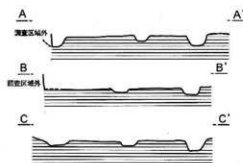
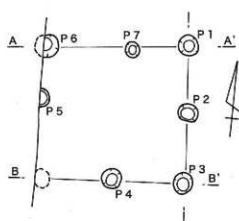
第9図 SH6・7 実測図

- 土層図例
1. 黄褐色土
 2. 黄褐色土ブロック多量に含む
 3. 黄褐色土砂子含む
 4. 黄褐色土 少量含む
 5. 黄褐色土
 6. 黄褐色土 (黄褐色土ブロック少量含む)
 7. 黄褐色土
 8. 黄褐色土

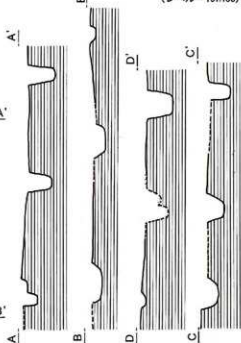
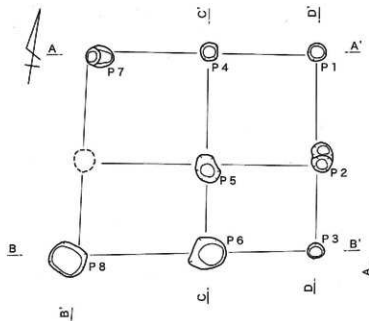
SH5



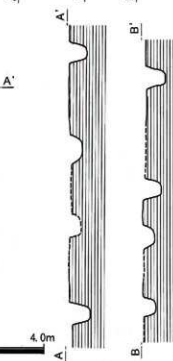
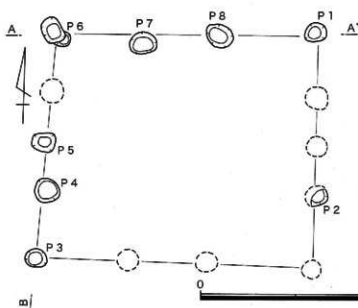
第10図 SH5 実測図



SH8
(レベル=19m00)

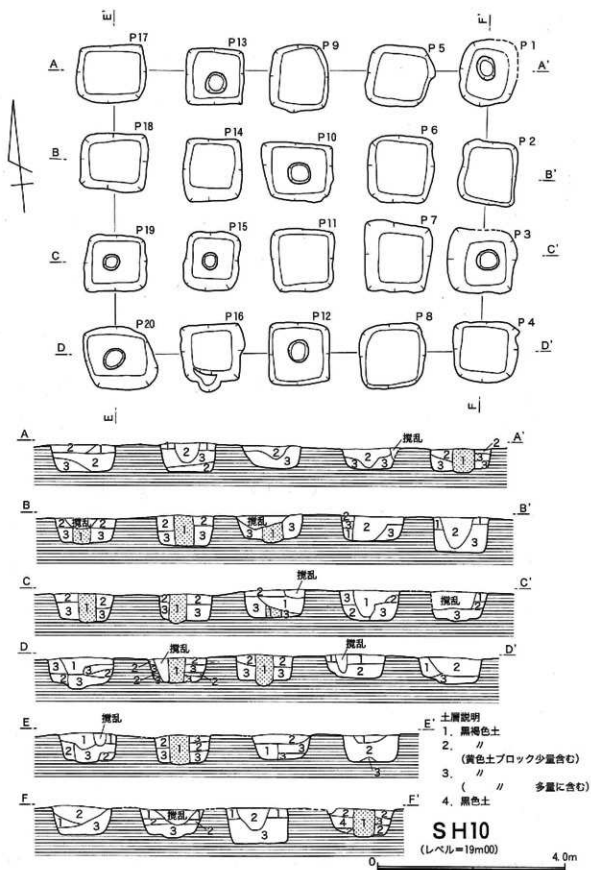


SH9
(レベル=19m00)

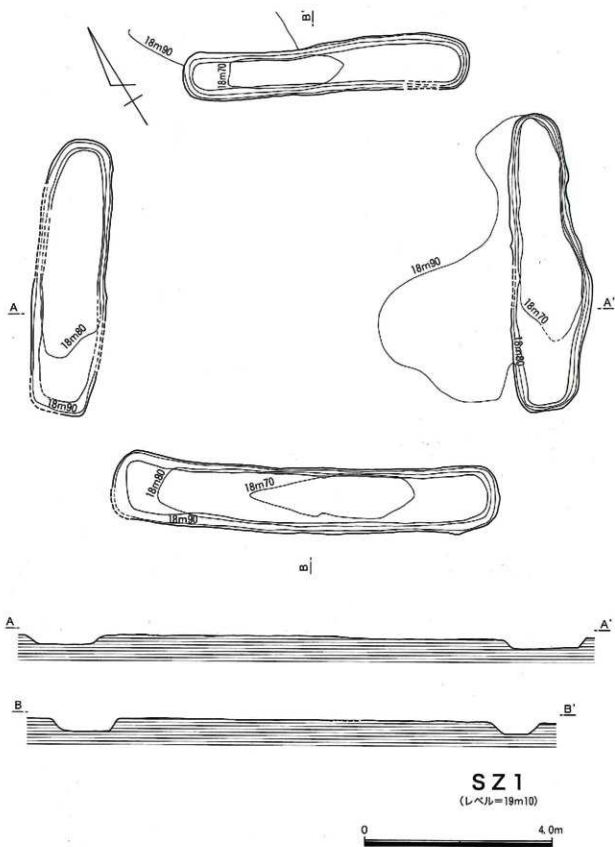


SH11
(レベル=19m00)

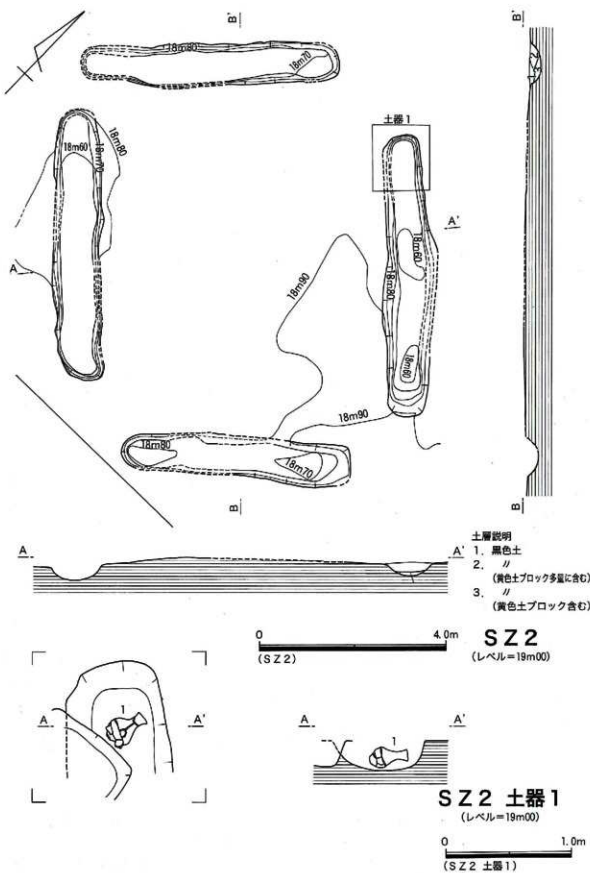
第11図 SH8・9・11 実測図



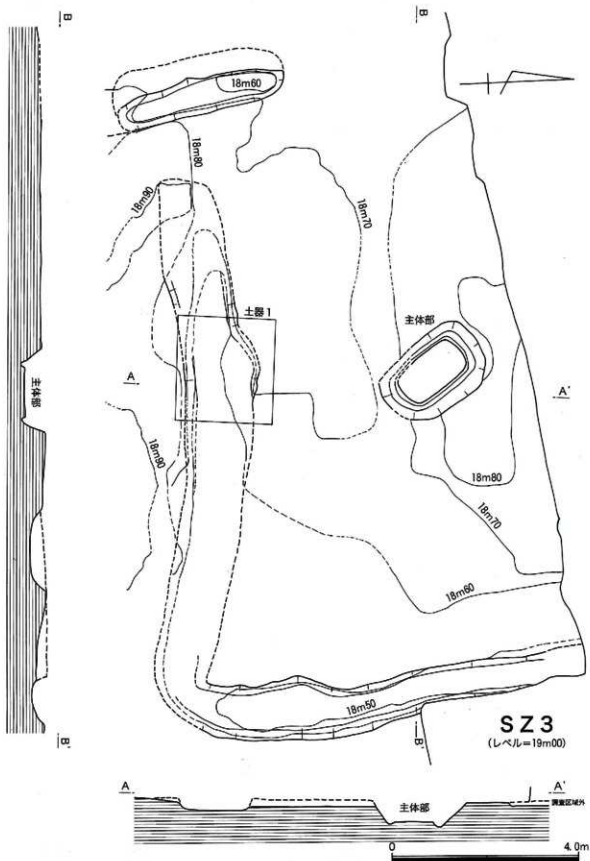
第12図 SH10 実測図



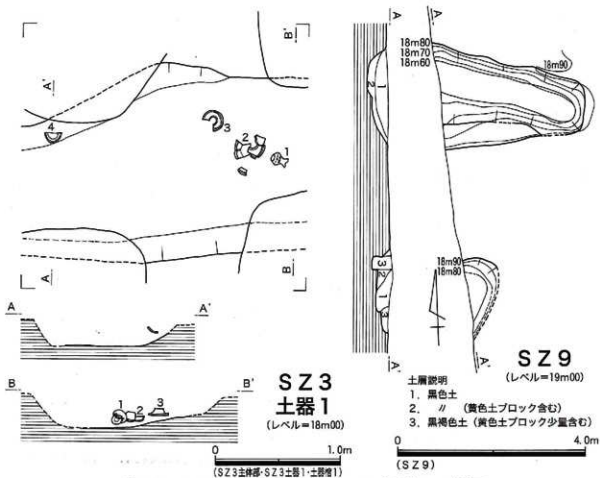
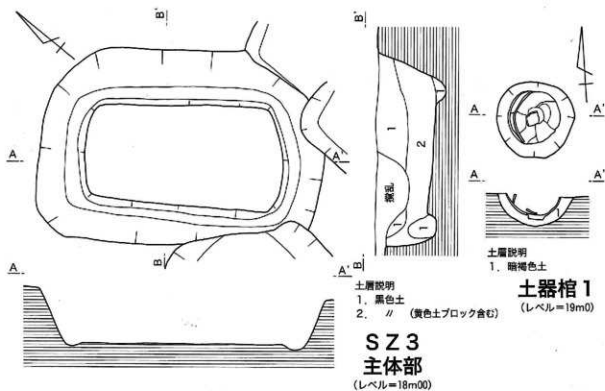
第13図 SZ1 実測図



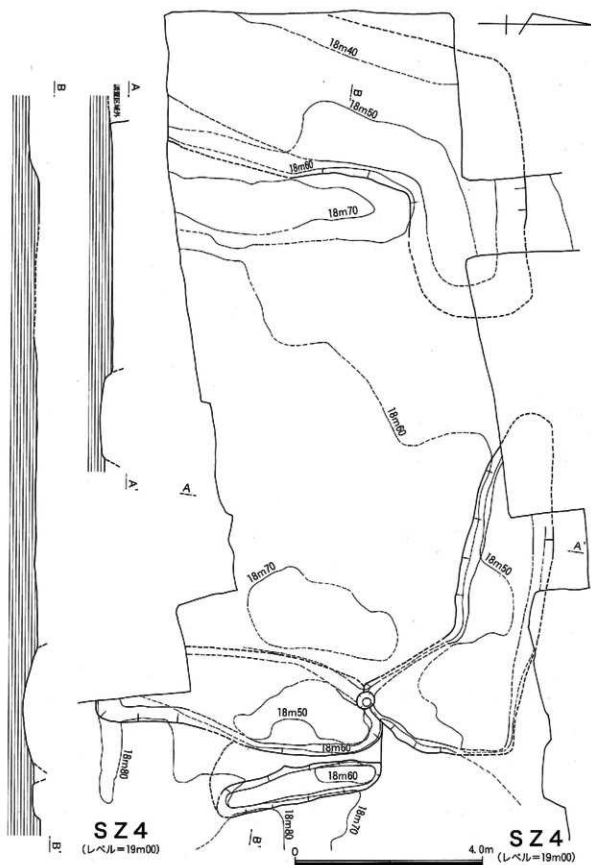
第14図 SZ2・土器1 実測図



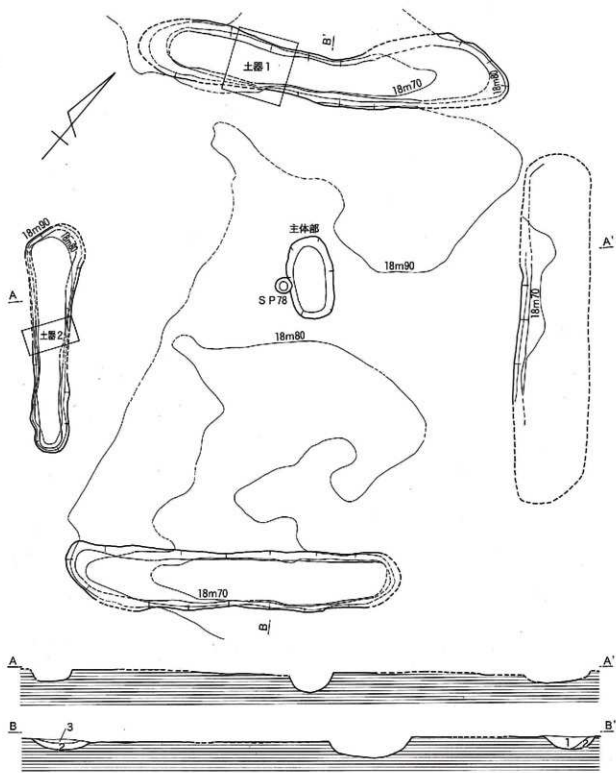
第15図 SZ3 実測図



第16図 SZ3主体部・土器1・SZ9・土器棺1 実測図



第17図 SZ4 実測図



土層説明

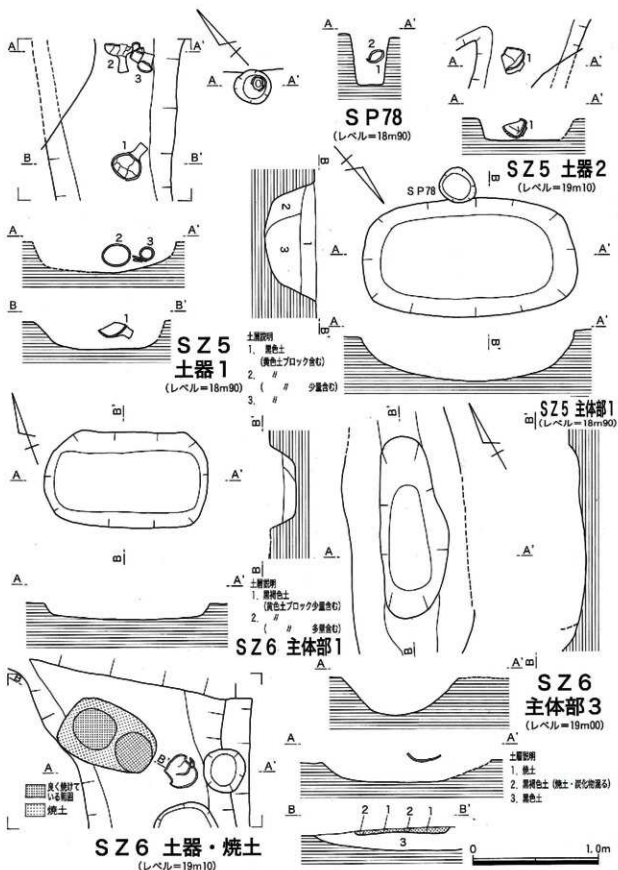
1. 黒色土
2. // (黄色土ブロック含む)
3. // (// 少量含む)

SZ5

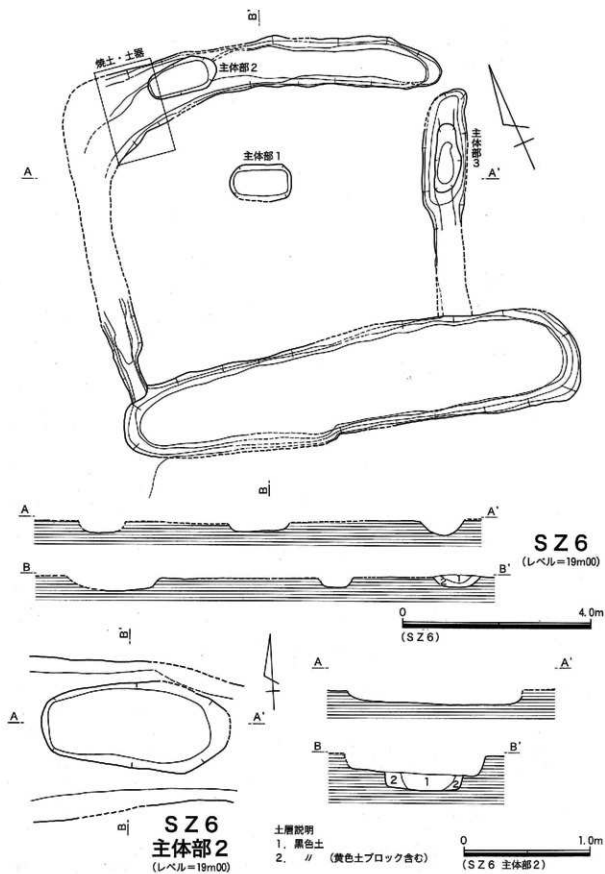
(レベル=19m00)

0 4.0m

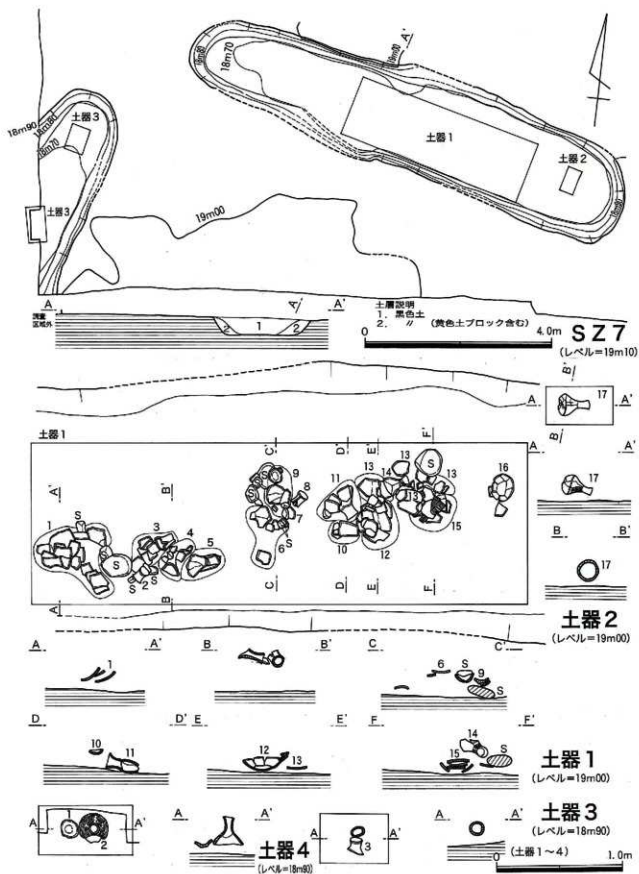
第18図 SZ5 実測図

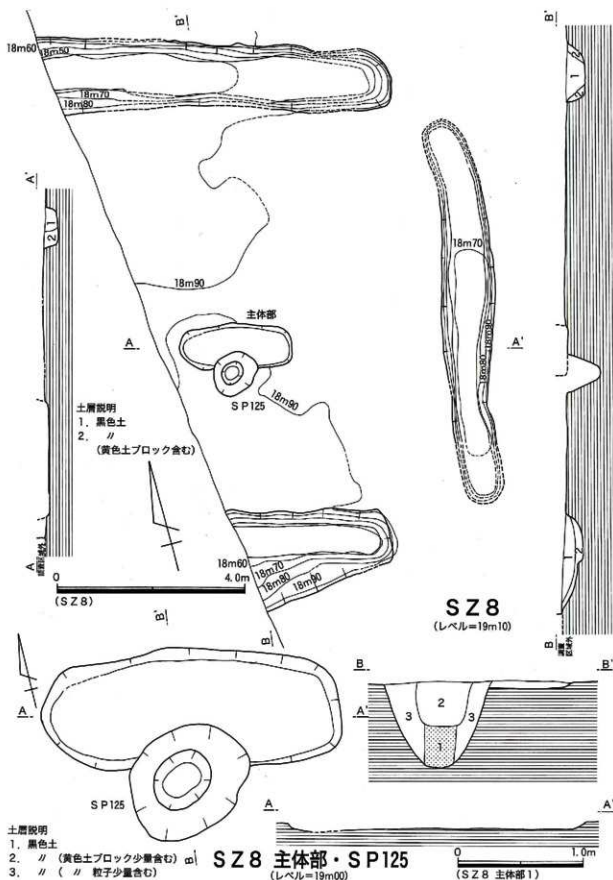


第19図 SZ5主体部1・土器1・2・SZ6主体部1・3・SZ6土器・焼土・SP78 実測図

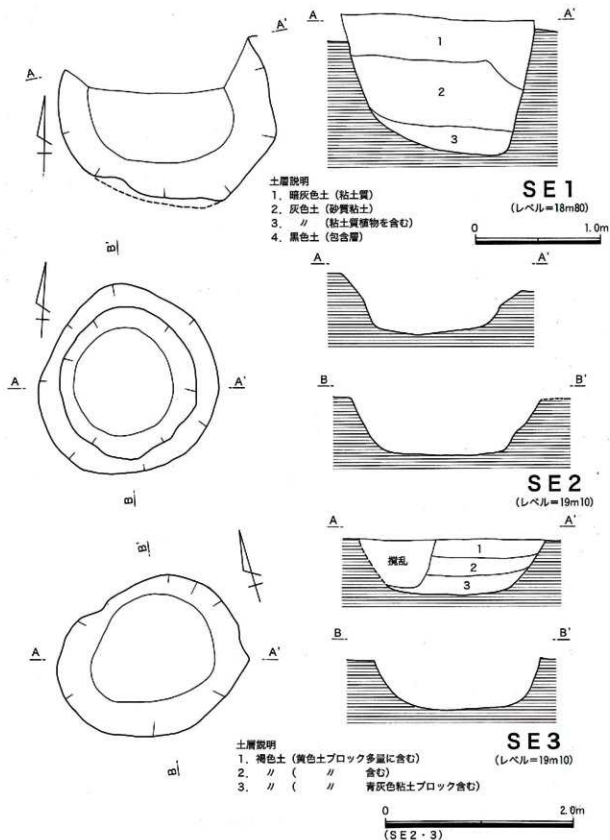


第20図 SZ 6・SZ 6主体部 2 実測図

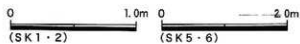
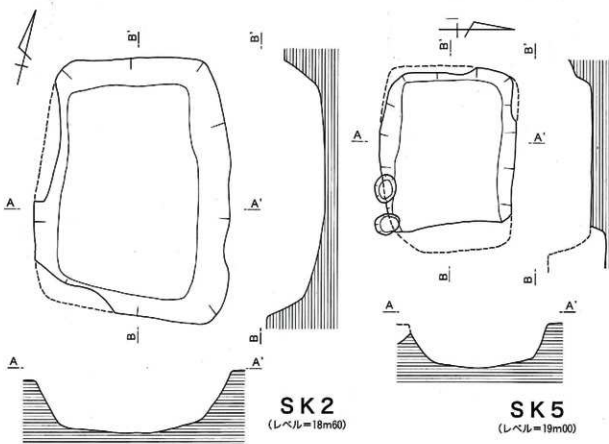
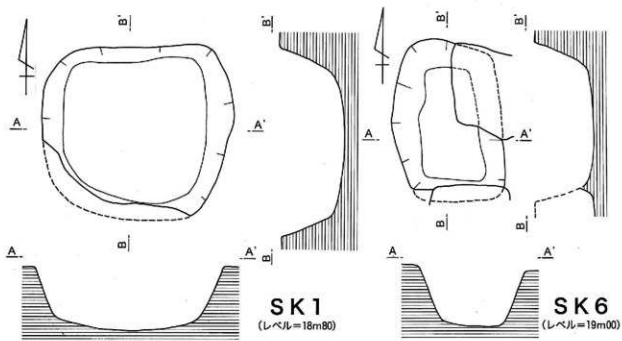




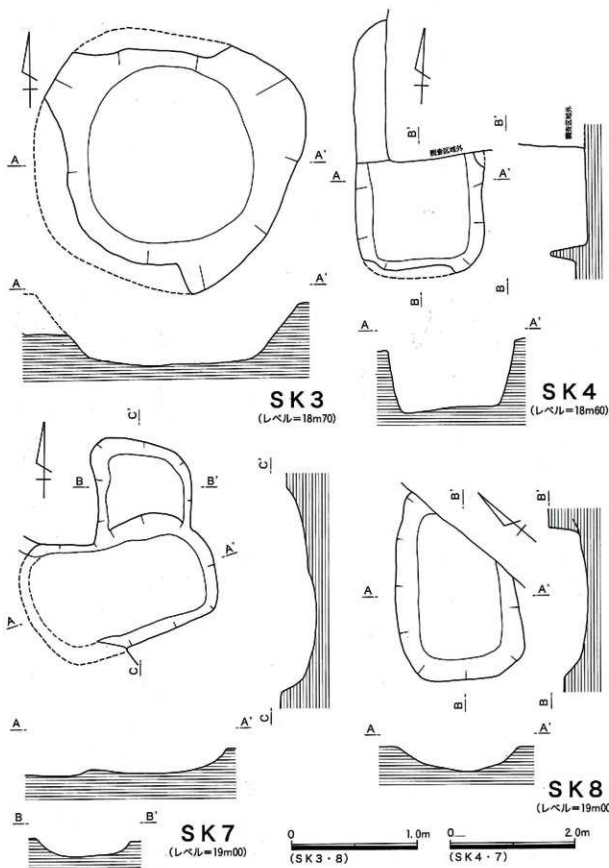
第22図 SZ8・SP125 実測図



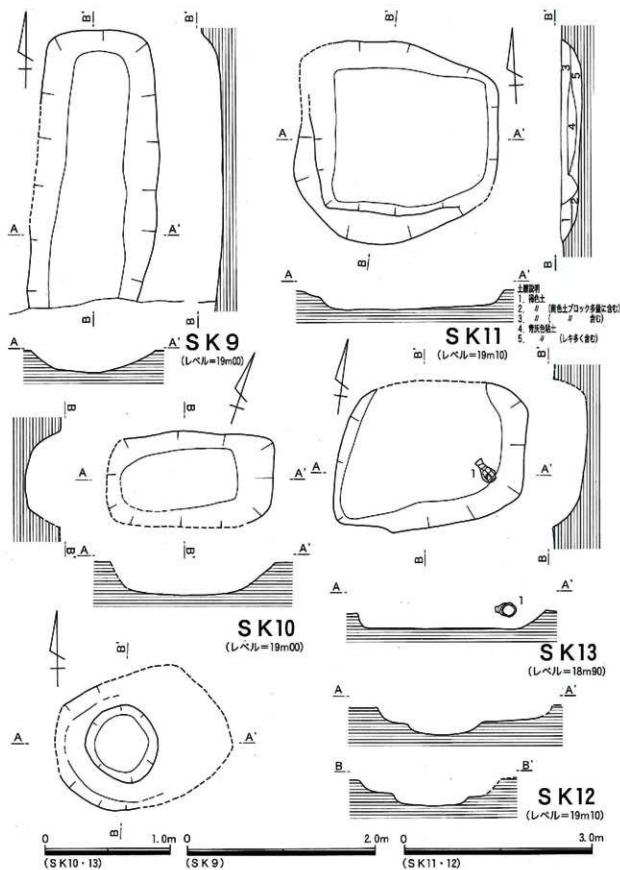
第23図 SE1～3 実測図



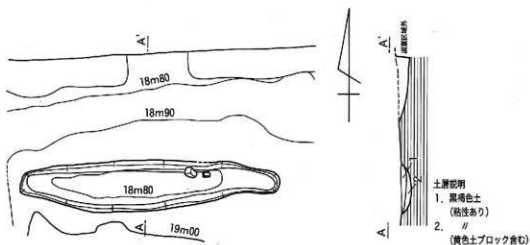
第24図 SK1・2・5・6 実測図



第25図 SK3・4・7・8 実測図

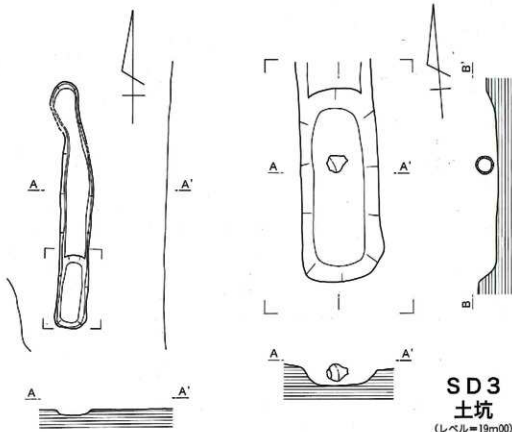


第26図 SK9～13 実測図



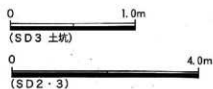
SD2

(レベル=19m20)



SD3

(レベル=19m20)



第27図 SD2・3・SD3内土坑 実測図

第5章 遺 物

1. 縄紋時代の遺物

土器・石器 縄紋時代の土器は、2号墓東溝から出土した148は厚手の胎土は砂っぽく白色を呈する深甕で、文様から見ると中期後葉の加曾利E3式併行段階と考えられる。8の頁岩の剥片も縄紋時代のものであろう。

2. 弥生時代～古墳時代初頭の遺物

弥生時代については中期と後期の土器が出土している。個々の資料について説明する紙面もないので、一括性の高い土器についてのみ説明を加えていきたい。

中期中葉の土器は一括資料に該当するものはないが1号墓南溝、5号墓主体部、6号墓主体部1及びその付近、7号墓北溝、9号墓北溝、SD2から中期後葉の土器と混じって破片で出土している。203・205・329は何れも嶺田式と称される細頸壺、203・329は赤彩されている。141は竹管状工具による連続押引文が施された受口状口縁の広口壺で、222・485がその肩部になるものであろう。155・204・210～212・254・282・501については口唇端部に刻目を入れた口縁部、193・243・319・334はいずれも条痕文系甕の底部となり嶺田式段階のものと考えられる。

中期後葉の土器は中期方形周溝墓とSD2から出土している。とくに7号周溝墓北溝から白岩式新段階の土器がまとまって出土している。白岩式古段階の土器は1号墓出土の嶺田式の141と後期の135～137の混入品以外の131～146の土器である。壺については嶺田式細頸壺と同様に頸部と胴部の顕著な接合の屈曲が見られ、ほとんど単純口縁となる131～133の細頸壺と、嶺田式の甕の形を残し刷毛目調整に変化している139の平底甕が典型例としてあげられる。134・140・143～146の小さな台はおそらく、初期の鉢形甕の台部になるものとして注目される。他に白岩式古段階の土器としては、7号墓北溝の280の細頸壺があげられる。

白岩式の新段階の土器は7号墓北溝上層や2・5号墓、SD2出土の土器が充実しているので、これらを中心として説明したい。壺は細頸で単純口縁で胴部の屈曲はなくなり下膨形態に変化している151・152・191・192・231・232・235～241・484・486・487・523・524、胴部は同形態で受口状口縁の178・233・499・525、受口口縁で広口壺の190・197・277・278・462の2系統3種類が確認できる。

甕は鉢形形態で口縁部が外反し刻目が端部下に施され胴部刷毛目調整になる251～253・257～261・284～287・289・529、刻目が口縁端部に限定される320、同形態でミガキないしナデ調整が施されている256・262、口縁部が強く短く外反し球形胴で胴部下半に接合痕の稜が見られる台付甕となる321・322、球形胴であるが下すばみになる平底ないし台付甕の517・518の2系統4種類が認められた。鉢形甕の底部形態を検討すると、216・242・292・306・307・314の平底6点に対して、215・244～249・288・290・291・309～318・470～472・504～516の36点と小さな台付になるものが圧倒的に多く80%以上の比率になるようである。しかしながら口縁部と底部の両方分る資料は今回出土のものからは分らないこと、185のように高い台が球形胴の台付甕の脚台になると思われるが、低い台の中にも球形胴の台付甕の脚台が混入している可能性も捨て切れないため、底部破片の比率だけで鉢形甕の台付の比率になるかどうか今後の検討課題としておきたい。

高坏ないし脚付鉢は、脚部に下端に段が付き鐙状口縁の高坏になると思われる218・293・473、口縁が外反した鉢に脚が付く478の2系統が確認できる。他に高坏の脚と思われる188・200・409・474～477があるがどちらの脚になるかは分らない。

なお、細頸壺の内でも198・201・488・523～525のように頸部が非常に細長く伸び所謂鶴頸状になるものや、413・484のような後期前半の形態につながる小型の壺、518のような台付壺をもつ5・6号墓、SD2、SK10の資料が白岩式新段階でもより（7号墓北溝より）新しい様相になると思われる。

後期の土器は前半を2時期（古＝鶴松9次004、新＝鶴松3次SD1）、後半を3時期（古＝堀越ジョウヤマSD1、中＝土橋SK77、新＝一色前田4号住）にわけて一括資料の検討をしてみたい。しかし、本調査地区では一括資料とはいえないまでも、ある程度指標となりそうなものは後半中段階の資料しかない。該当資料としては3号墓南・東溝、4号墓北溝、SD3があげられる。壺については、折返口縁で158のような口縁端部下端に刻目か、135・165・166のように縦方向の櫛による刺突文が施され肩部は有段の羽状刺突文、162のように内湾の単純口縁で肩部に3段以上の羽状刺突文、522のように波状文が施された小型壺が出土している。高環は口縁部が頸状になり折り返し縁の口縁端部に棒状浮文のつく163と施文のない164、脚部は1ないし2段の有段の羽状刺突文の施された157・176が該当する。156のように羽状刺突文が施される有孔になるものは、西遠江の山中・欠山式の高環の影響かと思われる。甕については方形周溝墓出土の性格か、まったく出土しておらず、高環と小型壺が目立つ。

後期前半新段階のものは断片的で一括資料として説明できるものはないが、SD1の単純口縁の壺である466や、458・461の一条の突帯文が施された高環が該当しそうである。

石器 弥生時代の石器のうち大陸系磨製石器は9の柱状片刃石斧のみが出土した。5の乳棒状の磨製石斧は小型で縄紋時代のものとも思われるが、遠江・駿河では中期後葉段階でもこのような小型の縄紋系石斧が伴うことが分かってきているので、今回は弥生時代中期後葉のものと考えておきたい。中期後葉の遺構から出土した4の刃部に研磨痕のある硬砂岩製の剥片石器や、6・7の刃部に刃こぼれ状の剥離が認められる硬砂岩製の剥片石器は、当地域でかつて稲の刈取具とも考えられてきた石器ではあるが、金属顕微鏡によると刃部に稲の収穫に関係した使用痕である光沢痕（ポリッシュ）は観察されなかったため、稲の刈取具ではないことが証明されてきている。石材から見ると5・9の磨製石器は東三河～西遠江からの緑色片岩、4・6・7の硬砂岩は地元の石であると考えられる。

3. 古墳時代の遺物

須恵器・土師器 古墳時代の土器は遺構出土のものとしてはSB3からのみであるが、奈良時代の掘立柱建物の柱穴からも断片的に出土している。古墳時代中期のうち5世紀後半の初期須恵器と考えられるものは25・52の大型甕と126の器台と思われるものがTK208段階、88の坏蓋と537の甕539の甕破片がTK23～47段階の資料として注目される。本調査区からも包含層からの遺物が得られないにもかかわらず、5世紀代の須恵器が一定量出土したことが注目される。

6世紀代の須恵器としては、遠江Ⅱ期（MT15）では坏身の348、遠江Ⅲ－1期（TK10）の坏身・蓋の34・47・101、遠江Ⅲ－2期（TK43）の坏身・蓋の1・339・340、遠江Ⅲ－3期（TK209）の坏身・蓋の17・28・37・45・70・75・89・102・103・326が該当すると考えられる。6世紀代の甕の破片としては内部に青海波の残る3・36・43・44・416が6世紀代のものと判断した。なお本調査区からも数点のTK10段階に該当する衙門坂窯の製品を確認した。

6世紀代の土師器としては540の模倣坏身は坂尻Ⅰ－3式、4・6・23の長脚の高環と、5・106の短脚高環、11～14の直立口縁の長胴甕は坂尻Ⅰ－3式、86のく字状に開く口縁とやや外に開く124の口縁の長胴甕は坂尻Ⅰ－4式に該当するものである（松井一明 1995）。

遠江Ⅳ期（7世紀代）須恵器は、坏蓋・身である19・21・24・26・29・32・38・49・55～57・71・72・74・76・87・110・113・114・120・122・530、高環の78・121・125、長頸瓶の58・116、壺である

83・90・91、甕の破片としては20・27・30・35・41・42・46・59・60～63・67～69・73・92・94・96・98・99・109・538・552が該当する。このうち、19・29・55・57・114・120などが7世紀後半になるものと考えられる。土師器としては118の坏は坂尻Ⅱ-1式、84の赤彩された高坏脚部と66・117の坏は坂尻Ⅱ-2～4式、54の外反口縁の長胴甕が坂尻Ⅱ-1式に該当するものであろう。

4. 奈良時代以降の遺物

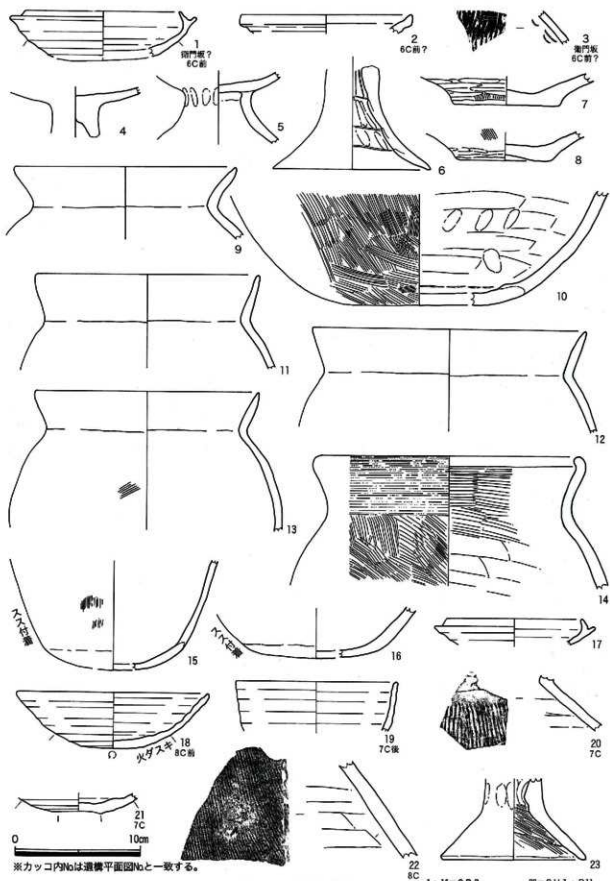
奈良時代の遺物としては坏蓋・身の77・104・112・119・531、無蓋の坏の18・123、肩部が折れる長頸瓶の115、甕の破片のうち目目が細かく浅く内面ナデ調整のである22・31・40・53・81・85・93・111を奈良時代ものと判断した。このうち104・531の坏以外は8世紀初頭～前半のものと考えられる。土師器については534の大きく外反した口縁の長胴甕が奈良時代のもものと判断した。ただし104の坏身はSH5 P34出土の平底坏で8世紀中葉以降のものである。これはSH5が解体された際の混入品とも考えられるが、P34の柱穴断面を見ると柱を抜き取る際に掘り返された痕跡はない。SH5 P18出土の65の山茶碗については、中世の土坑が上層で一部切り合っており、この遺構から出土したものである。よって柱穴内から出土した土器から建物の建立時期を考えると、これら断片的な資料から時期決定することは問題が大きい、遺物からはSH1・2・5・6等の大型建物群については8世紀前～中葉に建てられた建物群と判断したい。これら大型建物の廃絶時期については、SH3・4の柱穴出土の土器からでは、古墳時代のものに限定されるのでよく分からないが、104の須恵器を尊重すると8世紀後葉以降になるといえるのか。

平安時代の遺物として418の9世紀後葉(Ⅱ-2期、松井一明 1989)になる清ヶ谷窯産の灰釉陶器、445の清ヶ谷窯Ⅲ-1期、349の清ヶ谷窯Ⅳ-3期、543のK90段階の尾張産灰釉陶器の4点が出土している。郡衙の終末時期を考えるうえで注目される資料ではある。しかし、今のところ9世紀～11世紀代のものが全て出土すること、出土点数が少ないのでなんともいえない状況である。

中世の土器については、瀬美・湖西産山茶碗である65・370・419・420・544・545・549の12世紀前葉(Ⅰ-1期、松井一明 1993)、546の12世紀後葉(Ⅰ-2期)、547・550・554の12世紀末葉(Ⅱ期)、423・548の13世紀前葉(Ⅲ-1期)、他に432・551はⅠ-1期の瀬美・湖西産鉢が出土している。553はⅢ-1期の東遠系山茶碗(金谷産)が1点確認されたが、掛之上遺跡での数は極端に少ない。

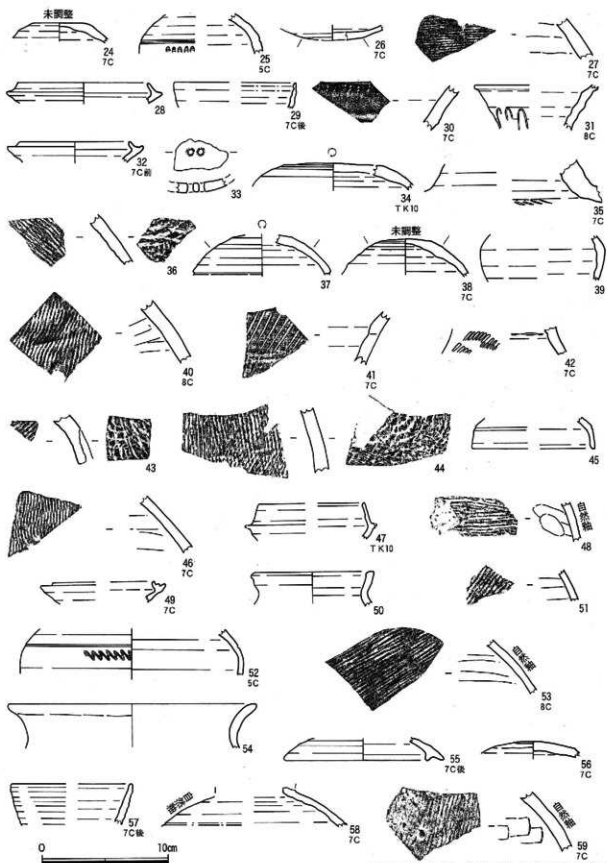
戦国期から江戸初期の土器については、瀬戸・美濃産の大窯4期新段階の志野丸皿の424、同時期の天目茶碗の447(藤沢良祐 1986)のほか、17世紀代に該当すると思われる鉄釉丸碗の402・403、429の肥前産三島手唐津大皿が土坑から江戸時代後期の遺物と共に出土しているのみである。

江戸時代後期の遺物は土坑から、肥前産の384の白磁小鉢と385の青磁香炉、393・433の瀬戸産すり鉢が18世紀前半に遡る以外、瀬戸産では鉄・灰釉丸碗である350・371・372・386・387・425・556・557、鉢の377・382・431、小皿の477、皿の417・428、すり鉢の353・378～380・392・394～397・404～406・434、肥前産の染付丸碗の373～375・535と、小碗の555、皿の376、常滑産としては369の手焙り、407の鉢や381・435大甕などは18世紀後葉～19世紀前半の製品と考えられる。金谷町志戸産の製品としては、351のひだ皿が17世紀代になる以外は、鉄釉丸碗の388・389・422・558、香炉の426、鉢の361、壺・徳利の362・390・391・430・536、すり鉢の559など18世紀後葉～19世紀前葉に該当する製品であろう。ほかに土師質土器については359・401の内耳鍋が17世紀代となるほか、かわらけの354・355・363～367・398・399・436～444・449～454・560～564、内耳鍋の356～358・383・400も18世紀後～19世紀前半の製品になると考えられる。1の銅製品と3の硯は近世～近代のものである。



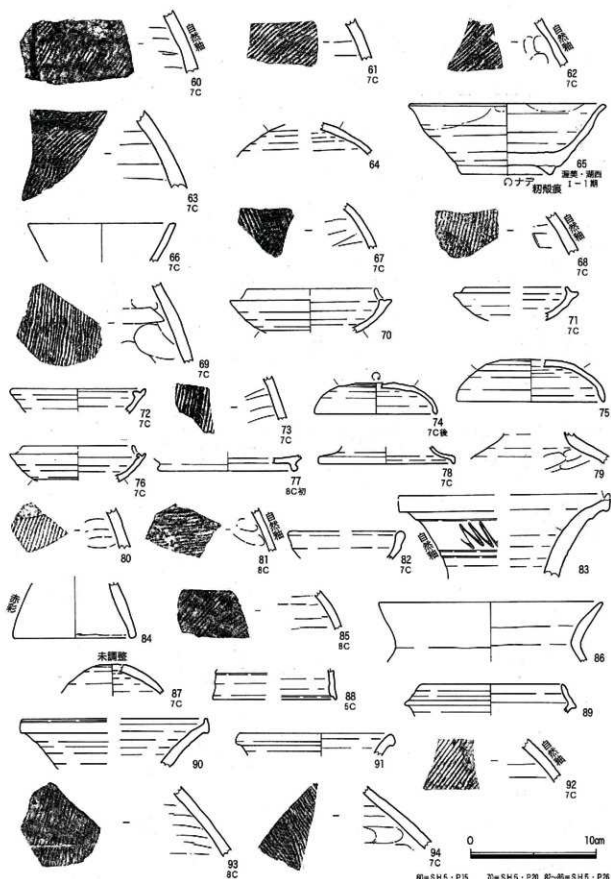
第28図 土器実測図1

1~16=SB 3 20=SH1・P11
17~19=SH1・P2 21~23=SH1・P16

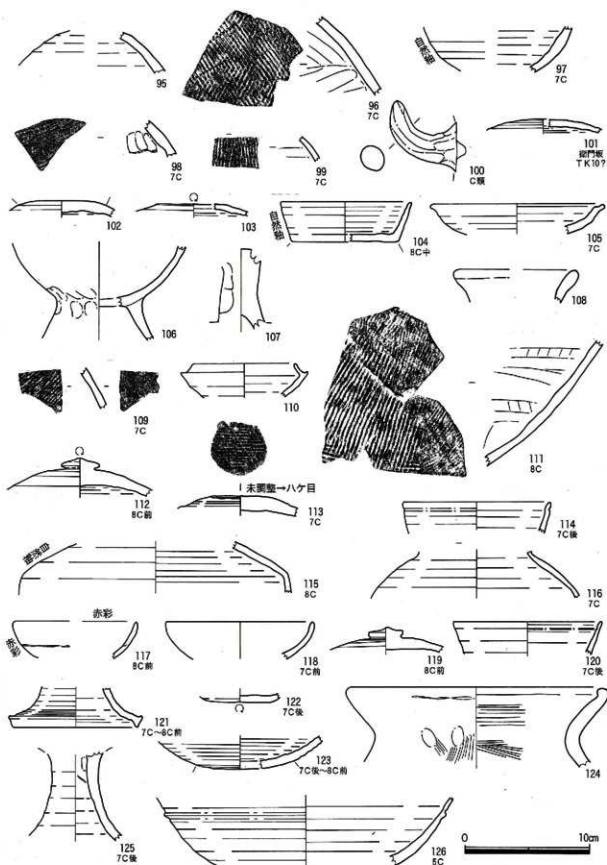


第29図 土質実測図2

24=S12-P12 25=S13-P5 26=S14-P1 27=S15-P6 28=S12-P11 29=S13-P8 30=S14-P2 31=S15-P9 32=S12-P11 33=S13-P8 34=S14-P2 35=S15-P9 36=S12-P11 37=S13-P8 38=S14-P2 39=S15-P9 40=S12-P11 41=S13-P8 42=S14-P2 43=S15-P9 44=S12-P11 45=S13-P8 46=S14-P2 47=S15-P9 48=S12-P11 49=S13-P8 50=S14-P2 51=S15-P9 52=S12-P11 53=S13-P8 54=S14-P2 55=S15-P9 56=S12-P11 57=S13-P8 58=S14-P2 59=S15-P9

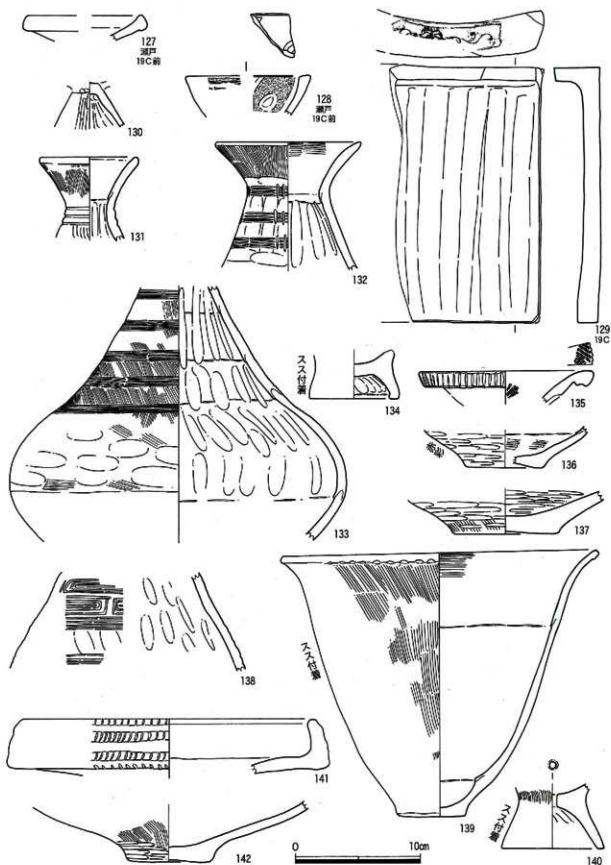


第30図 土地実測図3



第31図 土器実測図4

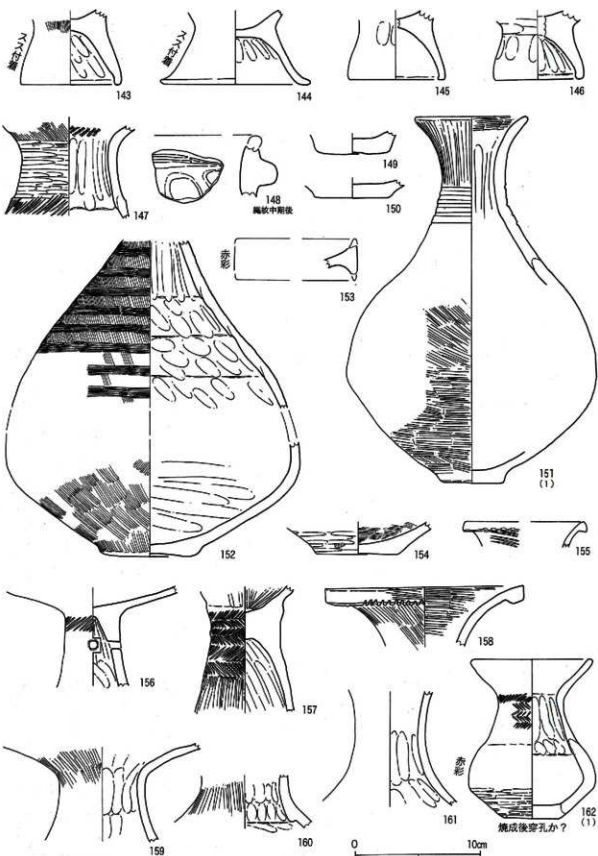
95=SH5-P29 103=SH5-P35 104=SH5-P40 105=SH10-P4 106=SH10-P12
 96=SH5-P30 107=SH5-P37 108=SH6-P1 109=SH10-P5 110=SH10-P13
 98=SH5-P31 112=SH5-P38 113=SH6-P2 114=SH10-P6 115=SH10-P17
 101=SH5-P34 116=SH10-P2 117=SH10-P11 118=SH11-P6



127~129=SE 1
130=SZ 1
131~134=SZ 1 東溝

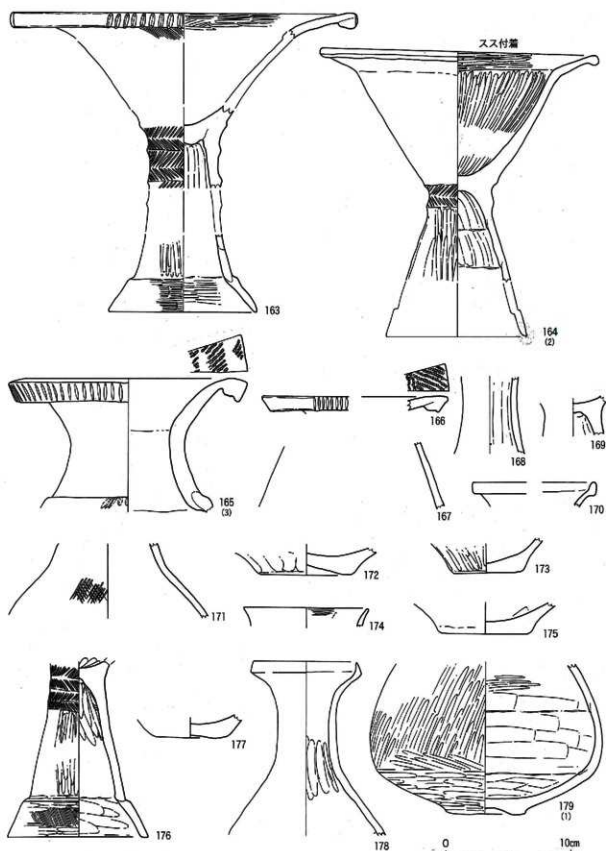
135~140=SZ 1 西溝
141・142=SZ 1 南溝

第32図 土器実測図5



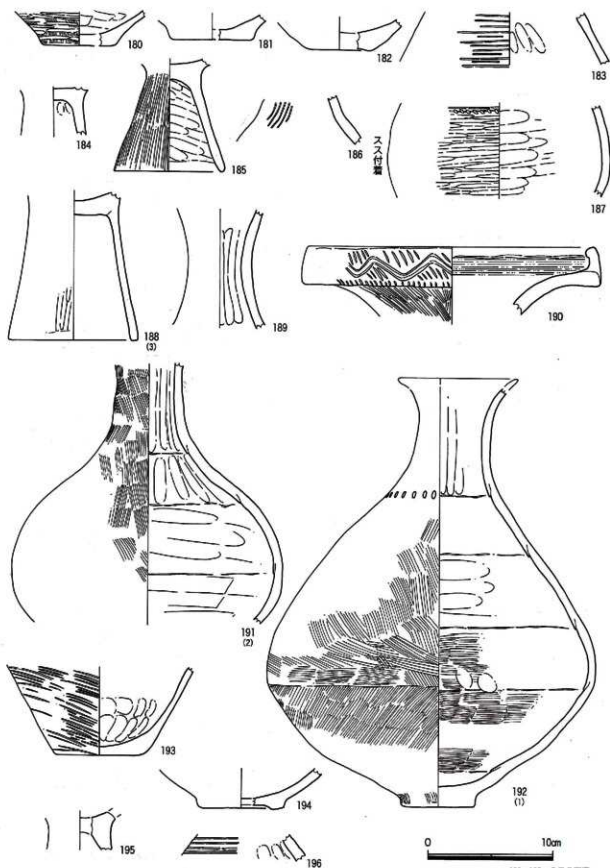
第33図 土器実測図6

143~146 = S Z 1 南溝 152~154 = S Z 2 西溝
 147 = S Z 1 北溝 155 = S Z 2 北溝
 148~150 = S Z 2 南溝 159~161 = S Z 3 東溝
 151 = S Z 2 東溝北端 162 = S Z 3 東溝



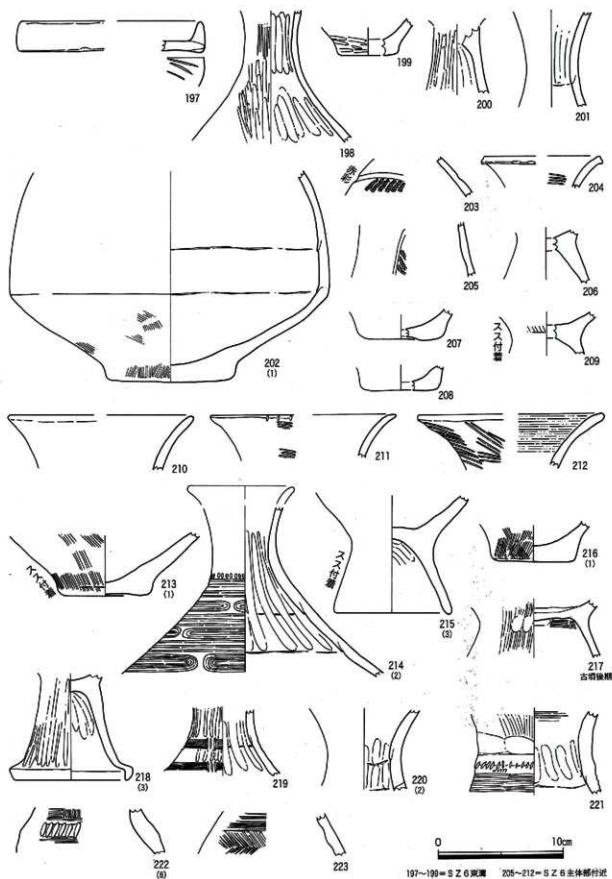
163~167=S Z 3 南溝 178=S Z 5 東溝 7
 168~175=S Z 3 主体部 179=S Z 5 西溝
 176・177=S Z 4 北溝

第34図 土器実測図 7



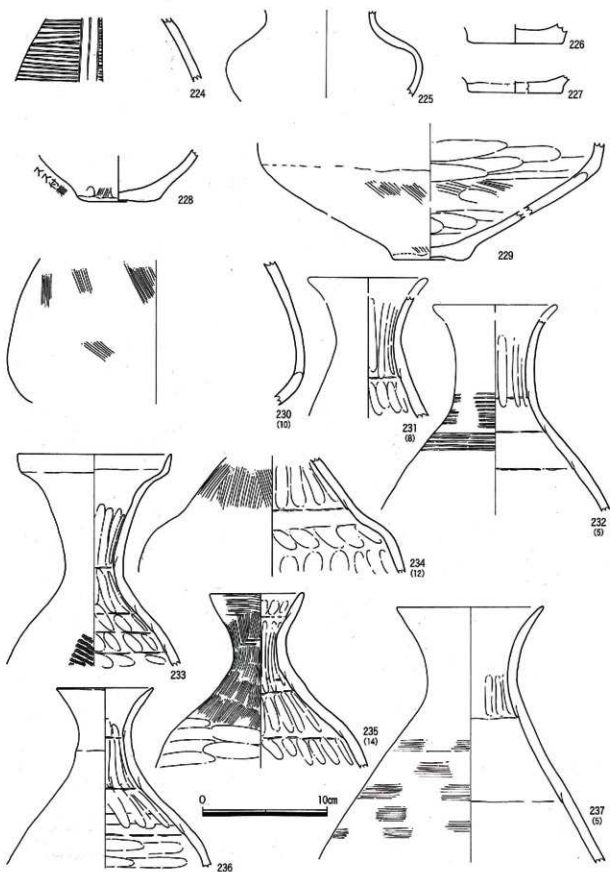
180~185 = S Z 5 南溝
 186~192 = S Z 5 北溝
 193~196 = S Z 5 主体部

第35図 土器実測図8



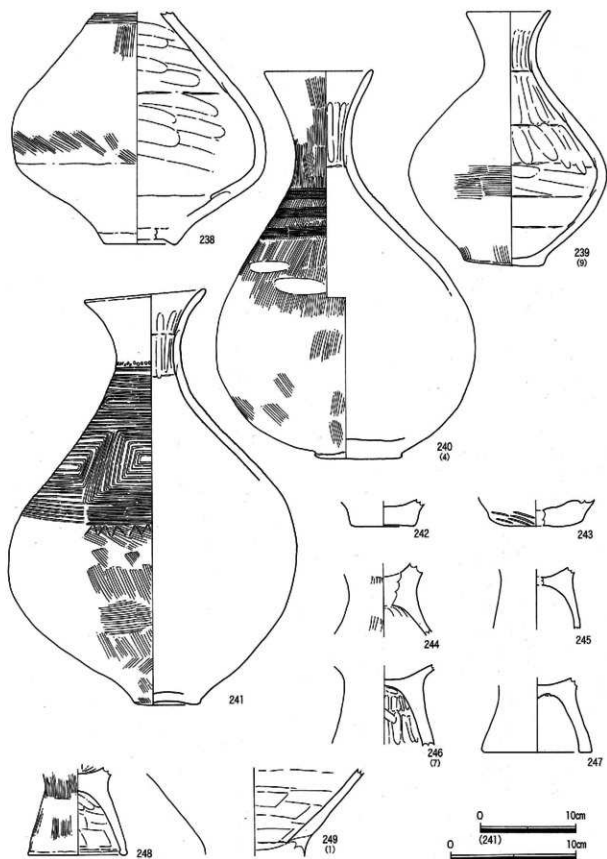
197~199 = S Z 6 東溝 205~212 = S Z 6 主体部付近
 200~202 = S Z 6 北溝 213~217 = S Z 7 西溝
 203~204 = S Z 6 主体部 218~223 = S Z 7 北溝

第36図 土器実測図9

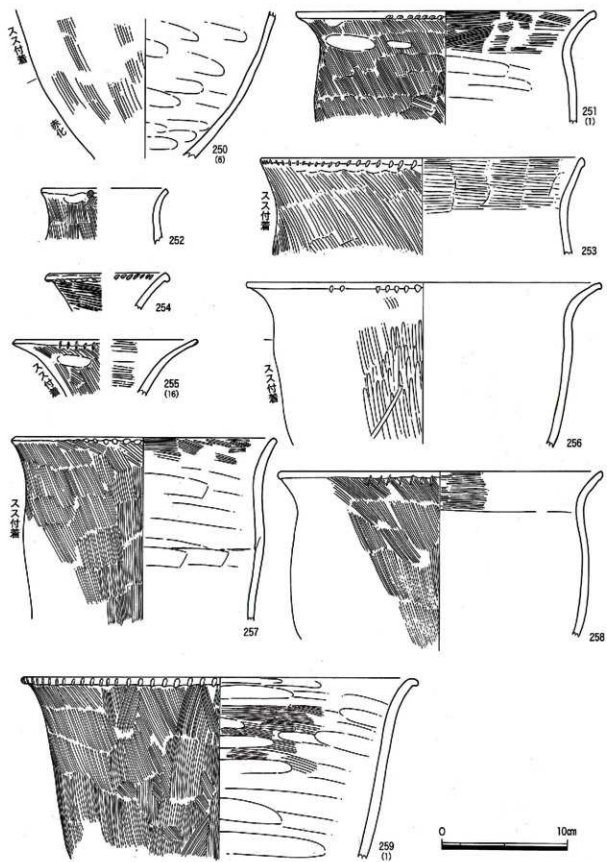


第37図 土器実測図10

224~237=S Z 7北溝

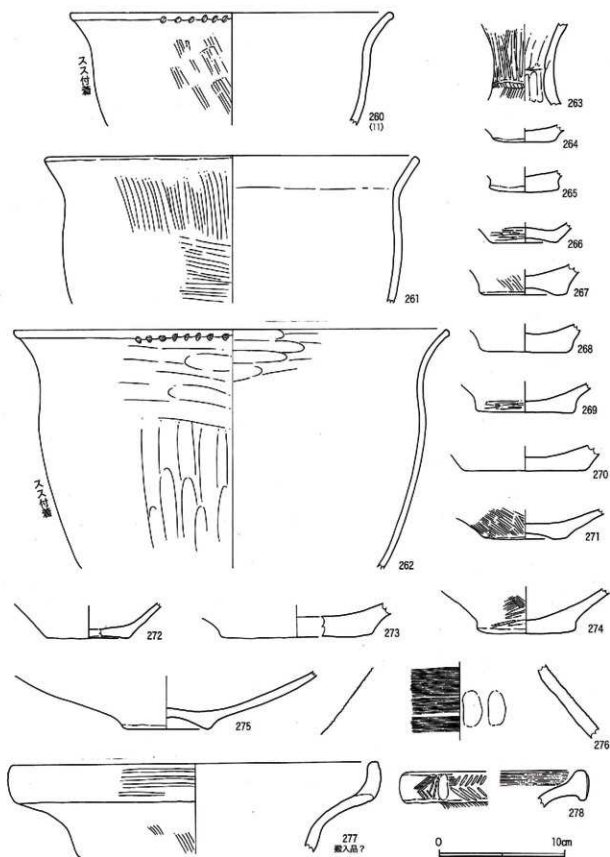


第38図 土器実測図11



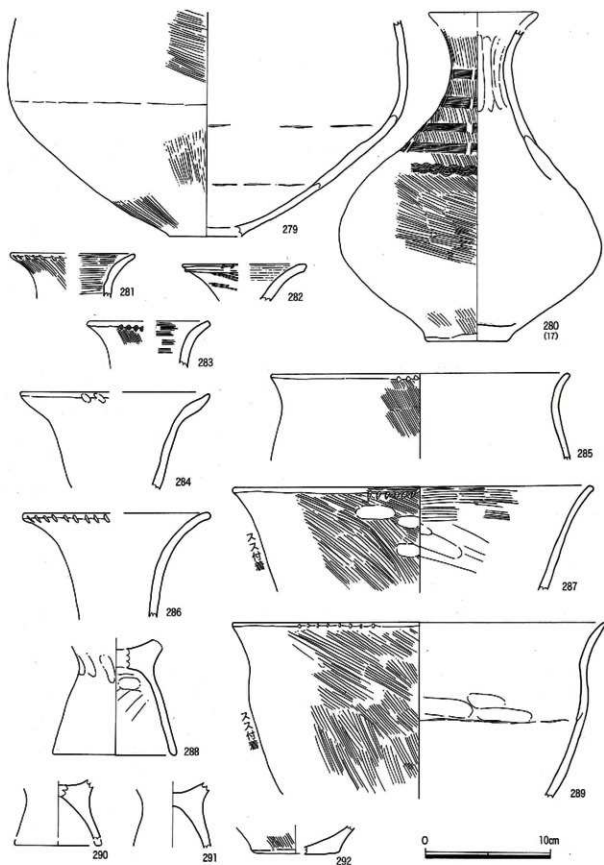
250~259=S Z 7 北溝

第39図 土器実測図12



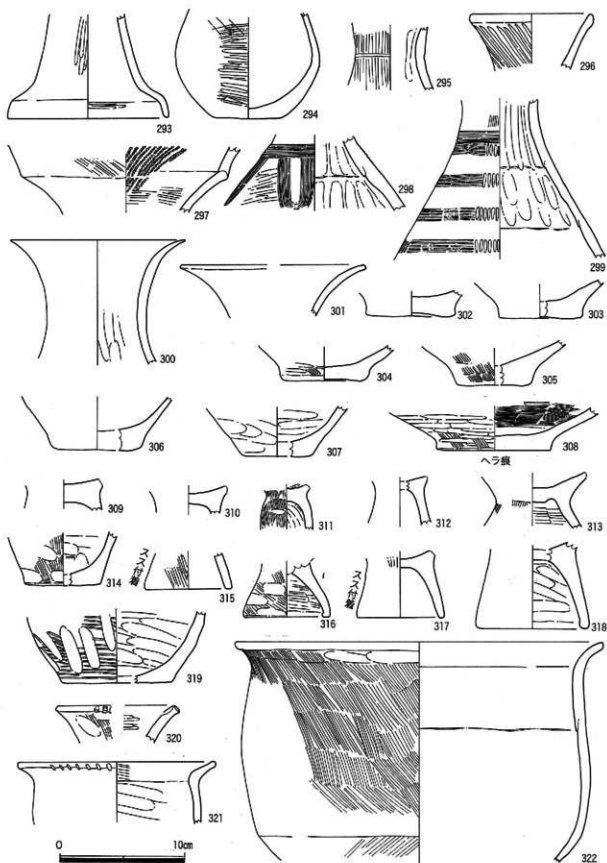
第40図 土器実測図13

260~262=S Z 7 北溝
263~276=S Z 7 北溝東端



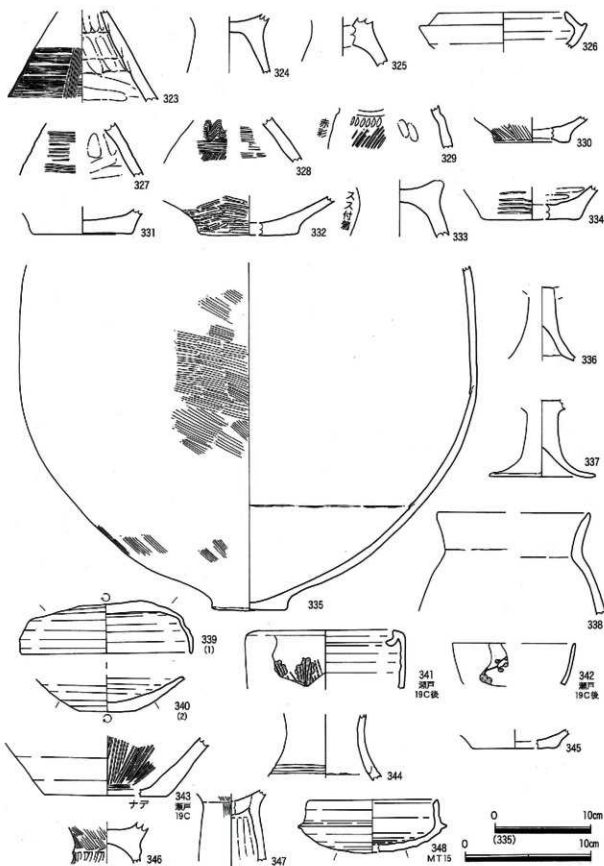
279~292 = S Z 7 北溝東端

第41図 土器実測図14



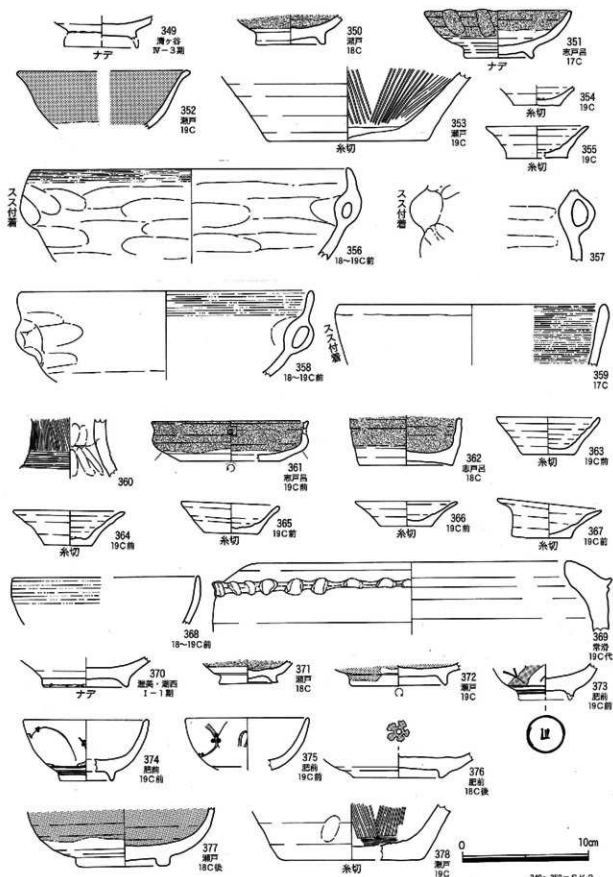
第42図 土器実測図15

293~322=S Z 7 北第西層



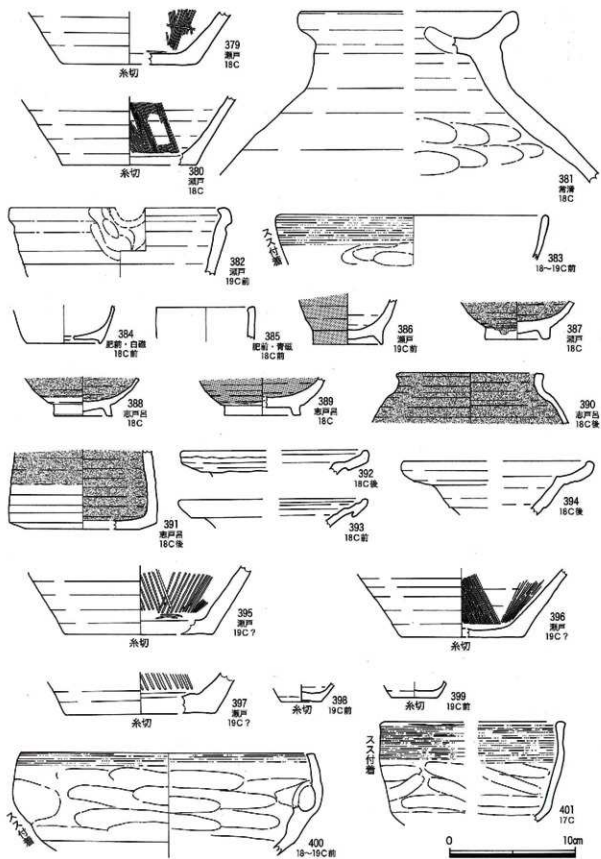
第43図 土器実測図16

323~325 = S Z 8 北瀬 339・340 = P 78
326~334 = S Z 9 北瀬 341~343 = S K 1
335 = 土器 344~348 = S K 2
336~338 = P 76

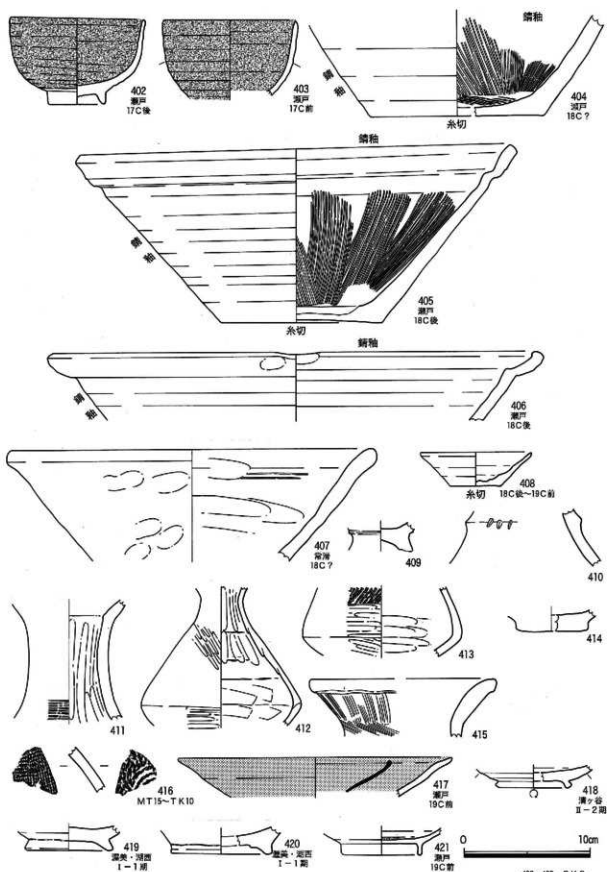


第44図 土器実測図17

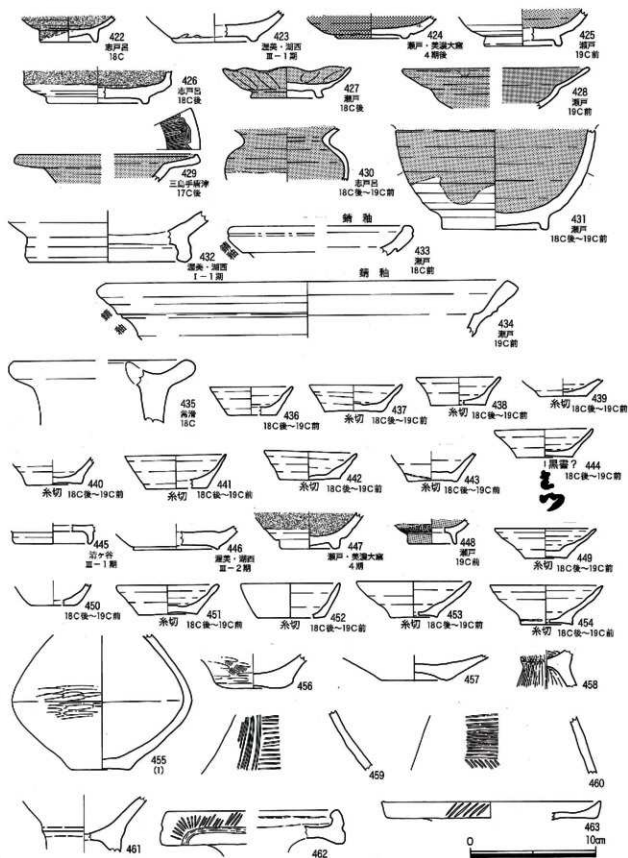
349-359 = S K 2
360-369 = S K 3
370-378 = S K 8



第45図 土器実測図18

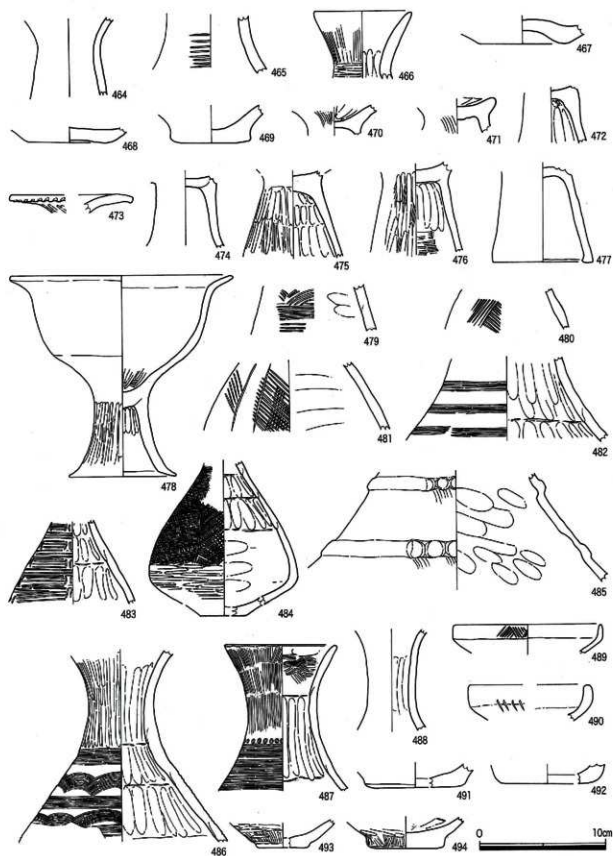


第46図 土器実測図19



第47図 土器実測図20

422~444 = S K 11
445~454 = S K 12
455 ~ 456 = S K 13
457 = S K 14
458~463 = S D 1

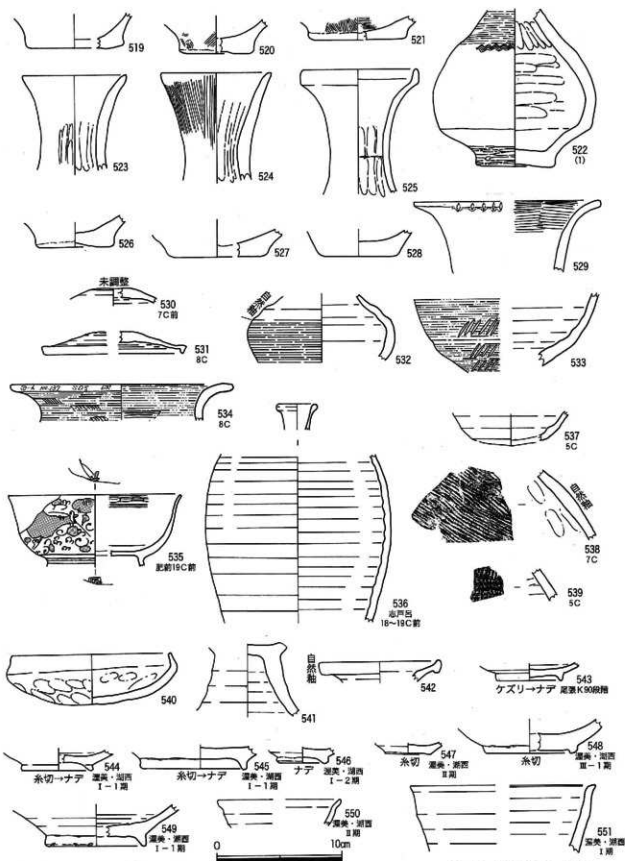


464~472= S D 1
473~494= S D 2

第48図 土器実測図21

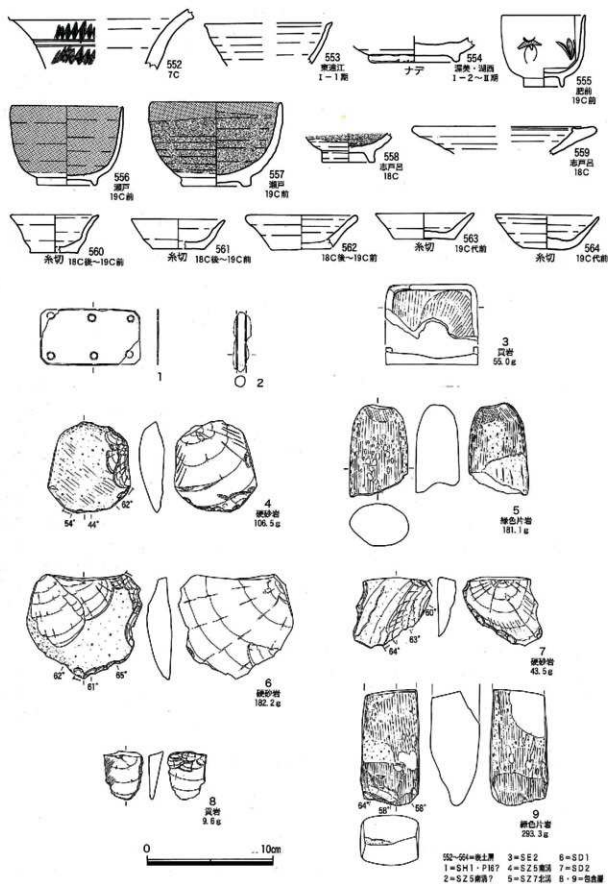


第49図 土器実測図22



519~521 = S D 2 535・536 = S D 10
 522 = S D 3 537~551 = 包含層
 523~534 = S D 5

第50図 土器実測図23



第51図 土器実測図24・金属製品・石製品実測図1

第6章 ま と め

今回調査した第6・8次発掘調査地区では、弥生時代中～後期、古墳時代後期、奈良時代の良好な遺構、遺物を確認することができた。本章では報告書作成のための時間制約もあるので、主に3時期の遺構について分析を加えまとめたい。

1. 弥生時代中期集落の様相

中期の遺構は第5次発掘調査地区も含めて方形周溝墓7基、土坑3基が検出された(第52図参照)。堅穴住居は検出されなかったが、柱穴の分布からSD2付近より東が居住域となりそうである。

中期の方形周溝墓の平面形態は6号墓を除くと東海地域に特徴的な、四隅に陸橋をもつ形態でのものが主体を占める。すでに述べたように、今回の調査区の方形周溝墓相互の溝の切り合いや再利用がないため、位置関係や周溝墓の主軸方向から単位群の抽出を行うこととする。主軸方向から見ると1・2・5号墓が組み合わせとなることは明らかだろう。出土土器から見ると大型の1号墓が白岩式の古段階と最も古く、続いて2号墓から5号墓の順に造墓が進んだと思われる。一方大型の7号墓が白岩式古段階で6・8・9号墓が白岩式の新段階になることから、まず大型の7号墓が造られ、その後9号と8号墓、最後に小型の6号墓が造られたと思われる。5号と8号墓の切合関係から見ると、5号と6号墓が近い時期に造られたものと思われる。このように本調査区の方形周溝墓は2つの単位群が抽出され、1号墓の単位は溝を共有しない方法で列状にはならないルーズな単位群を形成し、7号墓の単位群については大型の7号墓を中心として団子状に造墓を拡大する方法を採用している。

さて、従来の掛之上遺跡での方形周溝墓の造墓方法・群構成については、第1次発掘調査地区で見られるように随時墓道に添って重列状態で造墓を行ったと想定され、溝は前段階のものをあまり再掘削しないでそのまま利用した結合式で行う方法が知られていた。このように墓道を意識し重列状態で造墓を繰り返す方法は、東海地域のなかでも特に遠江で特徴的な群構成の在り方である。第1次発掘調査地区の重列配置の群構成の在り方を山下・掛之上遺跡型群構成とし、駿河地域でよく見られるやや突出した規模の方形周溝墓を中核として団子状にまとまる群構成の在り方を瀬名遺跡型群構成として、静岡県下の中期方形周溝墓の群構成が、県西部と中部では地域色のあることを提示したことがある(松井一明 1992)。後者の群構成が本調査区の方形周溝墓群となれば、遠江で最初に確認できる瀬名遺跡型群構成の方形周溝墓群となる。

瀬名遺跡型群構成をとる方形周溝墓群の最大の特徴は、やや大型の周溝墓を中核として単位群が形成されるという、規模の格差を単位群のなかで表現することである。この群構成については、朝日遺跡のⅡ～Ⅲ期的大型方形周溝墓を中核として単位群を構成しており、駿河と尾張との関連で考えてみた。すなわち、尾張と駿河の弥生集落のなかで単位集団ごとに突出した首長ないし有力家族が出現し、単位集団ごとの階級差を方形周溝墓の大きさで表現しようとしたものと考えてみたのである。こうした単位集団ごとの階級差を墓の大きさで表現する群構成が、駿河地域の弥生集落に匹敵する中期の拠点集落が多数存在する遠江になぜ存在しないのかをかねがね不思議に思っていたのだが、今回の発見でその疑問は氷解した。今後も他の遠江の拠点集落で瀬名遺跡型群構成をとる方形周溝墓群の発見が予想される。

掛之上遺跡では、第9次発掘調査地区3号墓と共に6号墓で中期段階における確実な周溝内埋葬の事例を提供できた。遠江での溝内埋葬土坑についての事例は、第9次発掘調査地区の報告書で詳述し

ているのでそちらを参考にしてもらいたい。6号墓では北溝と東溝で溝内に土坑が発見され、土坑の形状から比較的底が平らで整った方形を呈する北溝の土坑は小型の木棺、東溝の土坑については土坑墓型式の埋葬施設と考えられる。木棺と土坑の埋葬施設の組み合わせは、周溝内埋葬ではないが墳丘内の埋葬施設において中期では団子塚C区16号墓の場合中央に木棺1と2基の土坑、後期では高尾向山26号墓で3基の木棺と3基の土坑が発見され、木棺と土坑が組み合わせになる事例が知られている。この葬施設型式の異なる組み合わせは何を表現しているのだろうか。性別だとすると夫婦埋葬となるのであるが、はたしてそうなのか人骨で確認された例はないため、現段階では可能性の指摘に留めておきたい。

さて、集落の周りに居住域と墓域を区画するであろう環濠については、今のところ中期の墓と居住域の遺構が両方発見された今回の第5・6・8次発掘調査地区のほか、第1・7・10・11次発掘調査地区、第9次発掘調査地区の何れからも発見されていない(袋井市教育委員会 2001)。さらに、隣接する大門遺跡でも第2・5次発掘調査地区にて中期集落の端と思われる場所を発掘調査しているが、環濠の発見はなかった(袋井市教育委員会 1983・1990)。現状では掛之上遺跡、大門遺跡ともに環濠集落になるとはいえないが、何れの調査面積もさほど広いものではないため、中期段階で確実に非環濠集落だとも断定できない。今後の中期段階の居住域内の調査の進捗が望まれる。

2. 弥生時代後期集落の様相

第5・6・8次発掘調査地区では、弥生時代後期の遺構は調査区西側で方形周溝墓、東側から土坑、柱穴群などが発見されたことから、後期段階での墓域と居住域の両方の境目の地区であると判明した。本調査地区でも中期の方形周溝墓は後期段階の遺構に破壊されずそのまま存続し、中期の周溝墓が造られなかった空白地にはめ込まれるように後期の周溝墓2基が造られている状況が判明した。(第52図参照)。この2基は一辺の溝が近接し、一部再掘削しており2基1単位の単位群を形成しているものと考えられる。中期の2単位7基の数から、後期後半の1単位2基と本調査地区でも明らかに墓の数は減少する状況が判明した。周溝墓の時期は出土土器から見ると、どちらも後期後半中段階になると考えられる。周溝墓の形態は四隅の何れかの溝が接続する形態のものが出現し明らかに形態変化が存在するが、接続した四隅も浅くなる部分があり中期からの影響も読み取ることができた。祭祀用土器の出土状態は中期のもの比べると、底部穿孔土器の出現、完形土器の減少と破砕土器の増加、壺主体から高坏の導入という変化が読み取れる。このことから土器祭祀形態は中期から後期へ著しく変化していることが分かり、中期のものは別の祭祀形態を採用していた可能性も指摘しうる。

さて、第1・11次発掘調査地区では中期の方形周溝墓は5単位14基に対して、後期前半では1単位4基であった。断片的な資料で確定的なことはいえないが、後期の墓域は中期の墓域の空閑地に設けられ、墓の数も中期から後期前半になると3分の1以下、さらに後期後半～古墳時代初頭段階に向けて減少していく状況が明らかになりつつある。数の減少は墓域の減少を伴うもので、この状況からは中期の集団は多数の墓と広大な墓域を造り、それに伴う祭祀を共有することで成り立っていた社会であったのに対し、後期の集団は墓の数を減らすことで墓を造ることのできる単位集団の階級差を求めた社会になったことを掛之上遺跡の墓の変化から読み取ることができようか。すなわち、造墓やそれに伴う祭祀の行為が有する意義が、中期と後期では弥生社会のなかでまったく別なものに変化している可能性が指摘しうる。さらに、その変化は後期の中でも高尾向山遺跡のように後期前半段階でも中期的な単位群の構成が見られるものも存在するのに対して、後期後半主体の造墓パターンは多くても数単位程度的小数の墓からなる群構成に変化していることから、後期前半から後期後半のさらなる社

会変化の大きさも読み取ることができる。

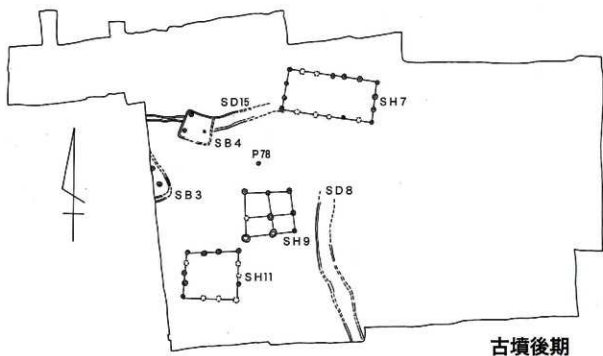
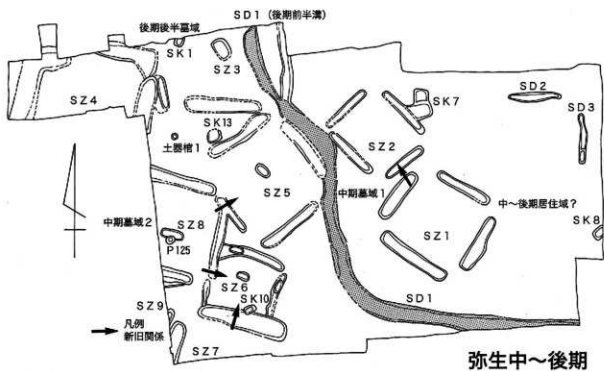
3. 古墳時代集落の様相

第6・8次発掘調査地区では古墳時代後期の遺構として、竪穴住居2棟と掘立柱建物3棟からなる1単位の坂尻Ⅰ-3式段階（TK43段階）の建物群が検出されている（第52図参照）。竪穴住居SB3の全容は調査区外となる部分が多く明確ではないが、大きさから見ると一辺5mを測る当地域ではごく一般的な竪穴住居であろう。SB4については地床炉をもつかまどはなく、大きさも一辺4mを切る特殊な小型竪穴住居である。炉をもつため小型の納屋のような用途のものとも思えないが、小型であることから何らかの作業場的な目的の建物とも思われる。掘立柱建物のSH7については、建物群の中では最も大きく庇付にはならないが柱間も多く多柱間建物になる有力な建物で、この建物群の中心建物になることは明らかであろう（松井一明 1995）。SH11はSH7につぐ大きさの土間造りの建物で、SH9は小型の倉庫になると思われる。以上の建物構成から考えると、1棟の土間造りの大型建物を中心として1棟の副屋建物、1棟の高床倉庫、2棟の厨房的目的の半地下式作業用建物からなる機能分化した建物群であると考えられる。

さて、建物群の内容については、当地域では古墳時代後期の拠点集落として袋井市坂尻遺跡において、Aランク＝中央に大型掘立柱建物と倉庫群からなり区画溝をもつ首長居館の建物群、Bランク＝比較的大型の掘立柱建物中心として小型の掘立柱建物と竪穴住居からなり区画溝に囲まれている建物群、Cランク＝小型の掘立柱建物と竪穴住居からなる建物群の3ランクの建物群からなる集落であることが明らかとなっており、今回の建物群を考えるうえでよい比較対象事例となっている（袋井市教育委員会 1995）。今回検出された建物群は区画溝を伴わないためCランクに相当するものとも考えられるが、SH7は比較的大きな掘立柱建物に該当するもので、CランクというよりBランクに近い建物群であると考えたい。

掛之上遺跡でのAランクの建物群の状況は、第1・7次発掘調査地区で発見された坂尻Ⅰ-2段階（TK10段階、6世紀中頃）の欄列に囲まれた比較的大型の掘立柱建物を中心として数棟の小型掘立柱建物と倉庫群のみからなり、竪穴住居は排除された建物群が検出されている。中央の掘立柱建物がやや小ぶりであり坂尻遺跡の中央建物と比べるとランクは下がると思われるが、倉庫群や欄列を保有するため首長居館の枠には達しているものと見做したい。Cランクの建物群は第1・7次発掘調査地区、第9次発掘調査地区で坂尻Ⅰ-3～4段階の竪穴住居主体の建物群が散在的に発見されており、掛之上遺跡のかなりの部分に存在していることが明らかになっている。

このように、掛之上遺跡の古墳時代後期集落においても坂尻遺跡と同様に3ランク程度の建物群が見られるようであるが、坂尻Ⅰ-3～4式段階のAランクの建物群が明らかでないため、坂尻遺跡の状況と単純に比較はできない。また、掛之上遺跡での建物群からは遺物の出土量や種類が少ないために、今回検討した建物群のランク分けがはたして階層差として捉えてもよいものかどうか今一つ明らかとはならないので、最後に古墳時代後期の古墳群との比較を試みることにする。掛之上遺跡周辺部では地蔵ヶ谷横穴群のように総数約50基程度からなる横穴墓群、長者平古墳群の総数約100基からなる横穴式石室をもつ巨大後期群集墳が知られている。どちらも当地域では有力な古墳時代後期の群集墳で、掛之上遺跡集落の墓域と認定してもよい墳墓群である。これらの群集墳の中には、大雑把に見ると飾大刀や冠など威信財をもつもののほか、直刀や鉄鏃等の鉄製武器をもつもの、土器や鉄鏃・刀子など少量の鉄製品しかもたないものの3ランク程度の存在が確認できる。このランクが今回の建物群の3ランクに対応するものと考え、建物群の類系が階層差として理解するうえで参考となろうか。今後の資料増加に期待したい。



第52図 時代別遺構変遷図 1

4. 奈良時代の郡衙関連遺構

今回の調査で最大の成果は郡衙関連遺構として、正倉規模の双倉を含む総柱の大型掘立柱建物5棟と、長屋風の側柱穴の倉庫らしいもの2棟が発見されたことである。

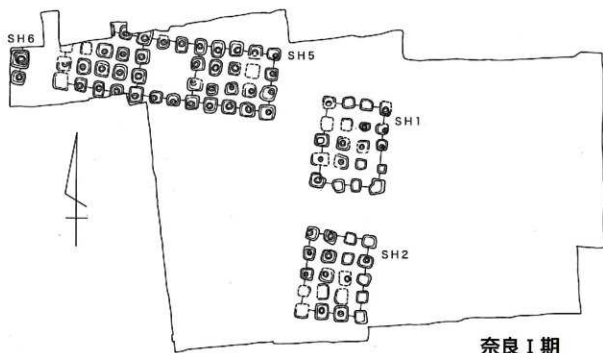
まず、遺構の立地条件から見ると、第5・6・8次発掘調査地区の標高は地表面の高いところで19.8mを測る。遺跡の最高所は東南端部分で20.4mを測ることから、第5・6・8次発掘調査地区の標高は掛之上遺跡の中心部としては比較的高い場所に立地していることが分かる。郡衙正倉を設置するにあたり定められた、養老倉庫令の「凡倉。皆於高燥処置之」の規定には合致する立地条件である。

次に、建物の位置関係から検討すると、SH5と10は2m程度しか離れていないため、軒先が触れるほど接近した建物配置が想定されること、SH10の東端の梁行がSH5の東から2列目の梁行になり微妙に位置が合わないことから見ると、SH5と10は同時期に存在していたとは考えられない。SH1と2は桁行の側柱列が一致することから同時期と考えられる。SH1の北端の梁行方向とSH5の南から2列目の桁行方向と一致することから、SH1の底はSH5の建物の梁行のほぼ中心となるので、SH1・2と5及び6はI字状に配置された同時期の建物群と考えたい(第53図奈良I期参照)。

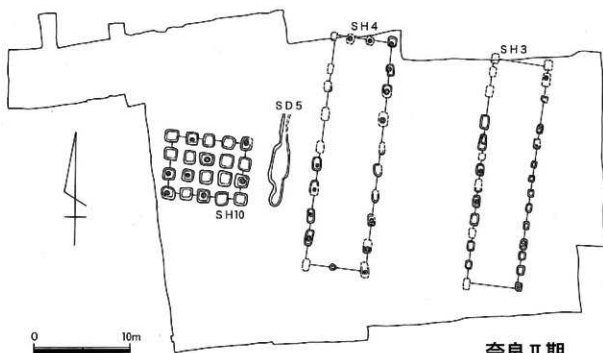
建物の柱穴の切合関係から見ると、SH4の柱穴はSH1・2の柱穴よりも新しいことが判明しているため、SH4はSH1・2よりも新しい建物である。SH4とほぼ並行して配置されている建物であるSH3もSH4と同期時期の建物と判断した。さらに建物配置から、奈良I期の建物とはならないSH10も奈良IIの建物に含めると、第53図に奈良IIの建物配置を考えてみたが、SH10は奈良I期よりも古くなる可能性も考えられる。また、SH5・6とSH3・4との確実な新旧関係も不明であり、これらの建物とSH3・4が同時に存在していた可能性も捨てきれない。

掘立柱建物個々についてその建物構造を大きく見るならば、SH1・2・5・6・10の総柱の高床大型倉庫と、SH3・4の側柱式建物に分けられる。前者の建物は3間×4間の型式に統一され、柱間の規模は柱中心間で平均2～2.2mを測ることから、概ね7尺(1尺=30cm)の柱間に統一されていた規格性の高い建物であり、恒久性の高い高床倉庫であることが分かる。後者の建物については建物規模こそ大きい、柱間には統一性がないうえに、柱穴の規模も小さく、柱自体も前者の建物と比べると細いものであることから、恒久性のある建物とは思えない。山中敏史氏によると文献資料に見られる倉の名称の検討から、前者を「倉」、後者を「屋」に該当すると考えている。「倉」の名称については板倉、丸木倉、甲倉、法倉、双倉等の名称が見られ、さらに郡衙正倉の高床建物の型式は3間×4間ないし3間×3間のものが主体であるという(山中敏史 1994)。

さらに山中氏の説によると、恒久性の高い大型の倉庫については、穀・穎稻を納めた穀・穎倉で非常のための備蓄米の倉庫である不動倉や動川倉、恒久性の低い側柱式建物については頻繁に出し入れを行う公出挙用や官衙経費に供される穎稻を保管した穎屋であると考えている。今回検出されたSH4については、SH1・2を解体しほぼ同じ場所に重なるようにして建てられたもので、倉庫意外には用途が考えられないことから、「屋」としての機能を示す建物としてよいものであろう。とするならば、今回の調査地区の状況から見ると、奈良時代後～末葉に正倉の機能に何らかの変化が加えられ、「倉」から「屋」への機能の比重が高くなった事を示唆しているものと考えられる。同じような高床倉庫から側柱建物への変遷を辿る遺跡としては、宮城県宮崎町東山遺跡(陸奥国賀美郡衙)、鳥取県松江市国原遺跡(意宇郡山代郷正倉)が知られている(奈良国立文化財研究所 2000)。また、鳥取県倉吉市不入岡遺跡(伯耆国衙関連施設久米郡衙)では、8世紀前半では行政的な建物群が主体であった地区が、8世紀後半になるとSH4と同規模の建物が11棟以上並んだ状況で検出されており、付近には総柱の高床建物は2棟が存在するが、側柱建物主体の倉庫群が知られている(倉吉市教育委員会



奈良 I 期



奈良 II 期

第53図 時代別遺構変遷図2

1996)。掛之上遺跡とこれらの遺跡の「屋」の存在を重視すると、当初には動用倉や不動倉を主体として成立した正倉院の性格が、出挙用の願屋を主体とするものに变质したのではないかとと思われるのである。これらの遺跡の「倉」から「屋」への変化が、いずれも8世紀後半末葉にあたることは示唆的で、律令時代の地方官衙の变质を知るうえで重要な問題点を孕んでいるかも知れない。正倉院での「屋」の機能についてはさらに重要視されるべきものであろう。

SH5の双倉については管見で知る限り類例を挙げて見ると、発掘調査で検出された例としては郡衙では茨城県つくば市平沢官衙遺跡（筑波郡衙）（山本賢一郎 1998）、宮都では前期難波宮内裏西方官衙の倉庫群（大阪市文化財協会 1992）、平城宮第2次内裏東隣地区高床倉庫（村上訳一 1971）の3例、現存建物では法隆寺綱封蔵（奈良県文化財保存事務所 1966）、東大寺正倉院宝庫（石田茂作 1948）、春日大社板倉の3例、絵図資料では四天王寺寶藏の1例、文獻等からでは田中重久氏があげた法隆寺、東大寺、西大寺食堂院、興福寺正藏院、東寺、大安寺、西琳寺、大蔵省、造石山院所、上賀茂神社、春日大社、日光東照宮、安宿王家、巨椋付近の某所、伊豆の国府、和泉国門根郡家（田中重久 1950・1952）の16例が知られている。

このなかで問題となるのはやはり東大寺正倉院宝庫であろう。この倉は現在見ることでできる姿からは、北倉と南倉が校倉で中倉が板倉の三倉型式になっていることである（写真図版編36-1）。正倉院宝庫は戦前から双倉説と三倉説があり、戦後間もない頃に石田茂作氏により双倉説が補強され一端は双倉説が有力になった。しかしながら、現在でも創建時からの三倉説があり（清水真一 2001）決着を見ていない。また、春日大社板倉のように当初から確実に三倉型式のものも存在し、田中氏が提言したように三倉を双倉に含めるべきではないとの意見も一理ある。しかしながら、清水真一氏が説いたように双倉は屋根は1宇で出入口は2口であろうとしたうえで、天平19年（747）の『法隆寺伽藍縁起並流記資財帳』の「4口蓋瓦之中二口双倉」の記述を瓦葺の双倉1宇と単倉2宇、天平19年（747）の『大安寺伽藍縁起並流記資財帳』の「双倉四口」を双倉2宇と考え、さらに菅家本の『諸寺縁起集』の興福寺正倉院宝蔵が「号三蔵、有り三口」とあること、長元8年（1035）の『元興寺三綱堂舎損色検録帳』に「三双倉」の記述があることから、古代において双倉に三倉型式のものが含まれていた可能性があることから、三倉型式のものも双倉に含めるべきであろう。さらに清水氏は、承平元年（931）年の『神護寺実録帳』にも「甲双小倉一字、戸三具、鎖子二具」とあるように三倉型式であるが、中倉に錠前のない双倉のあるものがあり、これについては中央空型と三倉型の中間的な形態のものであるとの論及をしておき注目される提言である。

双倉の出現については『法隆寺伽藍縁起並流記資財帳』や『大安寺伽藍縁起並流記資財帳』に双倉の記述が見られるため、奈良時代中頃には双倉が存在していたことが分かる。その構造についてはすでに清水真一氏が注目したように、天平宝字4年（760）の『東大寺三綱の牒』に「双甲倉一字長五丈、双別各長一丈七尺八寸、広一丈六尺、高一丈二尺四寸、中空間一丈四尺四寸」と、宝龜11年（780）の『西大寺寶財流記帳食堂院条』の「瓦葺双甲倉、各長二丈三尺五寸、広一丈八尺四寸、中間長二丈二尺八寸」とあることから、古代における双倉の構造は同じ大きさの二つの倉を連結し、連結部は一定の広さを確保していたこと、「中空間」「中間」の記述が見えることから中央部が中空の型式になっていたことが想定される。

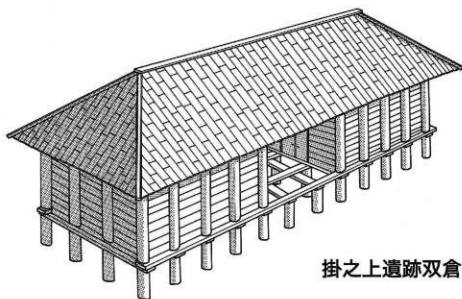
さて、まず最初に双倉の特徴を現存建物や絵図資料から検討すると、建物構造に若干の違いが認められることからそれらの特徴について分類と検討を加えたい。中央部中空型式の双倉の唯一の現存建物としては、法隆寺綱封蔵がある。中世には三倉型式に改築されていたが、昭和の解体修理の際に古代の形態にもどしたものが現在見られる倉の形態である（写真図版編36-2、第54図参照）。この倉の

形態は3間×3間の同型同大の2棟の土壁の倉を8本の総柱で連結しており、中央部は中空、扉は中央部内で向かい合うように設置されている。柱間の寸法は多少のばらつきがあり中央部の柱間の寸法が小さくなる傾向はあるが50cm以内に収まるので、礎石の配置から見ると9間×3間の総柱建物に見える。基壇の調査から奈良時代末の瓦が出上したこと、平安時代初頭の建立と考えられている。この建物の最大の特徴は扉の位置が中央部内にあることである。ちなみに、正倉院宝庫の構造も3間×3間の同型同大の2棟の校倉型式の倉を桁行8本の柱で連結しており、中央部は板倉、各倉とも扉は前面に取り付けられている構造で、礎石の配置から見ると9間×3間の総柱建物に見え、綱封蔵と何ら礎石配置の違いを見いだすことはできない。

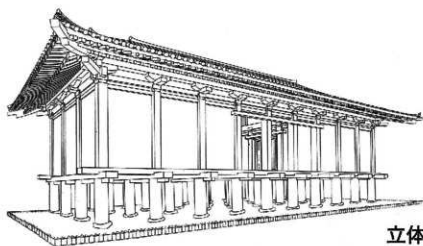
これに対して絵図の資料ではあるが、四天王寺の元和再興絵図に慶長以前から存在したと思われる双倉形式の宝蔵が描かれており注目される。絵図によると梁行の柱が描かれていないが、おそらく3間×3間？の同型同大の2棟の校倉形式の倉を桁行4か8本の柱で連結しており、中央部は中空、扉は前面に取り付けられている構造が見て取れる。この倉は三倉構造にはなっていないが、出入口が正倉院宝庫と同じく倉部前面に取り付けられており、明らかに法隆寺綱封倉とは異なる型式であることがわかる。しかしながら、絵図には中央部の柱がすべて描かれていないため、この型式の双倉礎石配置と綱封蔵の型式の礎石配置が異なるのかよく分からないが、中央部に束柱が存在すると仮定すると、礎石の配置は9間×3間の総柱建物になり、綱封蔵や正倉院宝庫と何ら礎石配置の違いを見いだすことはできない。また、束柱がなければ、掛之上遺跡のSH5と同じ構造に見える。

以上の点から双倉の上屋構造を考えると、まず中央部中空型式（A型式）と三倉型式（B型式）の二型式があることが分かる。中央部中空型式の中には扉が中央部内で向かい合っており取り付けられ中央部内に入らないと倉の内部に出入できないもの（A1型式）と、各倉の前面に扉が取り付けられており中央部に入らなくても直接倉の内部に出入できるもの（A2型式）の2型式がある。三倉型式は各倉の扉全てに鍵のかけられるもの（B1型式）と、中倉に鍵を掛けられないもの（B2型式）の2型式があることが分かる。この型式の違いがでるのは端的に言う中央部内や中倉の利用の仕方に違いが現れているためである。A1型式は倉の内部に出入する際、中央部にたとえば必要に応じて仮設の板張りをして床を設置し出入の便を良くするばかりでなく、倉に納めるものの臨時の仕分け作業として利用することができるもの、B2型式も中倉は常時使用されているのではなく倉に納めるものの臨時の仕分け作業や、そして貴重でないものを納めるスペースとして利用されていたと考えられる。すなわち、中央部が利用されるA1型式と中倉の利用度の低いB2型式、各倉が独立して利用できるA2型式とB1型式に分けることも可能となろう。

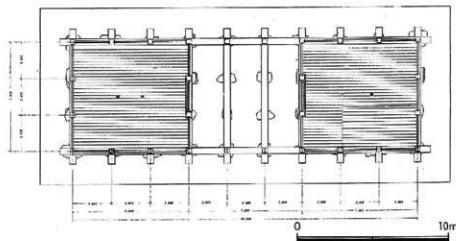
以上の双倉の型式について礎石配置に何ら違いを見いだすことができないため、SH5の双倉の上屋構造をどの型式に該当させるかは推測の域を出るものではないが、SH5は中央部が総柱型式にならないことから、A型式の中央部中空型式になる好事例には確実にないと考えられる。中央部中空型式のうちどちらの型式になるかは分からないが、中央部に束柱が全くないことから見ると、A2型式に該当するものとも考えられる。しかしながら、SH5の中央部は3間×3間と一定の広さをもつことの意味はいかなるものか、さらに四天王寺宝蔵のように中央部が3間×3間という広いスペースをもつA2型式がはたして改修されないで奈良時代中期まで遡ることのできる形態なのか、常時床張を行わず重量物への対応を必要としない中央部に必ずしも束柱が必要であったのか確認はないため、現段階ではA2型式の可能性を指摘しつつもA1型式になる可能性もあるので、A型式のなかで分類するに留めざるをえない。第54図には一つの案として参考ながら、掛之上遺跡の双倉をA1型式として板張の壁で上屋構造を復元してみた。塼構造も校倉になる可能性もあり、掛之上遺跡の双倉の上屋構



掛之上遺跡双倉復元図



立体図



平面図

法隆寺網封蔵竣工復元図

第54図 掛之上遺跡双倉復元図・法隆寺網封蔵竣工復元図（報告書より転載）

造については検討の余地が多分に存在すると思う。

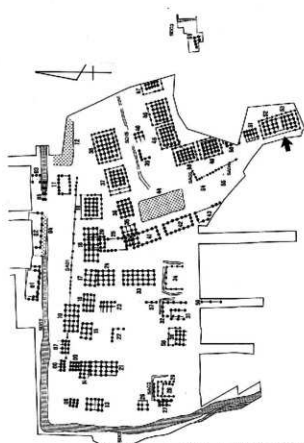
さて、発掘調査事例で検出された双倉の遺構を検討すると、まず掛之上遺跡と同様に郡衙で検出されたつくば市平沢官衙遺跡の事例では、第54図に示した通り郡衙正倉クラスの倉庫群のほぼ全容が判明した調査で、建物52と53が双倉に該当するものと考えられる。52・53建物は建物を取り囲む柱穴（軒支柱？）の存在から見て、3間×3間の梁行方向に布廊の柱穴を採用する総柱の掘立柱建物2棟を連結したものと考えられ、中央部には連結のための柱はない型式である（山本賢一郎氏ご教示）。時期はⅡ期の8世紀前半とされている。この双倉の最大の特徴は2棟の倉を連結するための中央部に柱がなくそのスペースは1間しかないことである。おそらく中空部では作業スペースが確保されていないことから、扉の位置は倉の前面に取り付くA2型式の双倉になるものと考えられる。

宮都の例では第55図に示した通り前期難波宮内裏西方官衙で検出された、櫓列で囲まれた正倉院の中、北西部分に建てられたかなり規模の大きな双倉である。建物構造は検出された範囲では4間×3間の梁行方向に布廊の柱穴を採用する総柱の掘立柱建物3棟を連結しているが、位置関係から見て5棟以上の倉を連結しているものと考えられ、報告書でも述べられている通り、「並び倉」と表現したほうがよい長大な倉庫である。連結部（中央部）には梁行方向に4本の柱が見られることから、連結部は倉部の間口よりやや広い2間×3間の束柱を有する構造と認められることから、中央部中空の双倉で扉は連結部内に向かい合わせになるA1型式であろう。建物の時期は、前期難波宮が焼失する朱鳥元年（686）以前の建物で、7世紀後葉と報告されている。

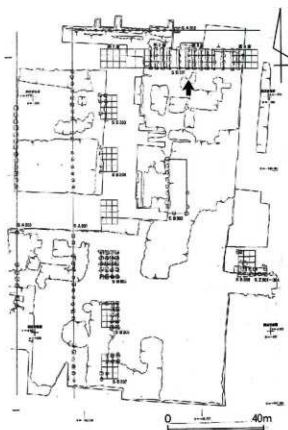
平城宮第2次内裏東隣地区では第55図に示した通り埴積基壇の建物に付随する倉と思われる11間×2間の埴積基壇を伴う高床建物1棟が検出された。高床建物の構造は桁行の柱ならびが奇麗に揃うこと、建物中央の間口が広いことから5間×2間の総柱の礎石建物2棟を連結した双倉になるものと想定されている。倉の連結方法は平沢官衙遺跡と同様に、中央部の間口が1間しかないことから、倉部の前面に扉の付くA2型式の双倉になるものと思われる。

以上の発掘調査事例から検討すると、寺院以外の官衙で検出された双倉は、A型式の建物が主体である。地下遺構から上屋を安易に復元する危険はあるものの、前期難波宮の遺構から見ると7世紀後葉には早くも双倉が出現し、しかもA1型式であること、奈良時代になると宮都ばかりでなく地方の郡衙正倉でも採用されA1型式ばかりでなくA2式の双倉が出現することが確認された。

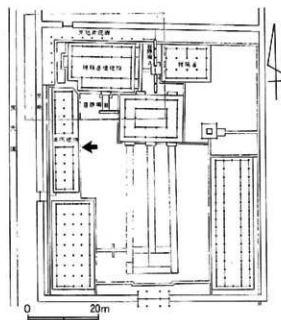
さてこれらの発掘調査結果から見ると、双倉が寺院ばかりでなく地方官衙とくに郡衙レベルでも採用されている状況が、掛之上遺跡と平沢官衙遺跡で証明されたわけだが、地方官衙に存在する双倉は文献上ではどのように扱われているのか検討してみたい。地方官衙の倉庫の名称が見られる文献としては正倉院文書等に残された各地の正税帳を頼りとするが、現在知られている史料の中では双倉の記述は見られない。ただし、すでに田中重久氏が指摘しているように、法倉については双倉になる可能性が指摘しうる。法倉の記述は『和泉監正税帳』の和泉郡の「正倉南院北第老法倉」と日根郡の「正倉北第陸法倉」、「伊豆国正税帳」の首部（岡府）正倉の「法倉」の3つの倉が知られている。和泉郡の法倉は長さ7丈2尺、日根郡の法倉は長さ6丈と記載されており、通常の板倉で最大のものでも2丈7尺で、2丈に充たないものが大半であることから、通常の板倉よりも3倍の大きさをもつ倉であることが分かる。伊豆の国府の法倉にしても8間×2間の礎石建物であることが記述されているので、郡衙正倉の通常の倉庫は4間×3間か3間×3間のものが主流であることを考えると、2倍の大きさをもっていたことが分かる。これらの長大な倉は、通常の倉の2～3倍の大きさがあることから見ると、やはり双倉と見たほうがよいように思える。法倉らしい遺構の発掘調査例から具体的なものを1例あげると、第55図に示したように千葉県安孫子市日秀西遺跡（相馬郡衙）の14号と22号建物跡が該



つくば市平沢街遺跡



前期難波官内裏西方官衙



平城京第2内裏東隣地区



安孫子市日秀西遺跡

第55図 全国双倉遺構集成図 (各報告書より加筆転載)

当しそうである(千葉県文化財センター 1980)。14・22号建物跡は何れも8間×3間の総柱の掘立柱建物であるが、22号建物跡については梁行方向の布幅の柱穴を採用している。建物中央部の柱間の寸法が他とは異なるわけではないため簡単に双倉とする根拠は乏しいが、これを仮に双倉として復元するならば3間×3間の2つの倉を結合し、中央部は2間の中空で束柱を持つことからA1型式ないしB型式の双倉と復元することができる。また、4間×4間の2倉を結合し中央部1間の中空の双倉と仮定すると、A2型式の双倉と復元することも可能であろう。このように、平沢官衙遺跡の双倉の例を根拠にすると、地方官衙での桁行6間以上の総柱建物については理論上は双倉と復元することが可能となるが、全国的なこの種の総柱の建物について、個々の遺構の検討は紙面の都合もあるため本報告書では行うことはできなかった。

このように、地方官衙でも法倉のなかに双倉が存在している可能性の指摘ができたが、では双倉が特殊な用途のものであったのかどうか検討してみたい。『和泉監正税帳』のなかで法倉は動用の額稲が納められていたとの記載があり、このことから見ると他の穀ないし額倉と何ら用途の違いは見いだすことはできない。ただし古代において宮都の平城宮の例のように正倉域以外の建物に付随する双倉の例、四天王寺のように寺院の双倉のなかに宝蔵が存在する可能性がある事例などもあるため、一概に双倉のすべてが穀・額稲倉であったかは確証がもてない。今のところは、官衙の正倉域に存在している双倉(法倉?)は、穀・額稲倉であった可能性が高いと考えておきたい。

発掘調査例から検討すると、双倉の位置は正倉域の中でとくに特殊あるいは特別な場所に存在するわけではないため、『和泉監正税帳』の内容と齟齬をきたす状況にはない。しかしながら、比較的正倉域の中でも端に存在する傾向は読み取れることから、正倉院を外部から見ると双倉は目立つ位置に建てられていたものと思われる。このことから見ると、正倉院の倉庫建物が地方官衙の律令体制を表現する象徴的な記念物と捉えることが可能ならば、とくに大型の倉庫である双倉は古墳時代にはない型式の倉であるため、視覚的に律令体制を表現しようとしたものとも考えられる。とするならば、地方官衙における双倉ないし法倉のもっている歴史的価値の再認識が必要となてこよう。

さて、奈良時代の建物群の主軸方向(国土座標で東へ10°傾く角度)の問題であるが、まず広域条里との関係を検討したい。袋井市川田蔵蔵遺跡(袋井市教育委員会 1993)や同春岡遺跡で検出された条里水田から検討すると、太田川水系平野部での広域条里の主軸方向は国土座標で西へ21°傾く結果が得られており、これらの状況と掛之上遺跡の建物群の主軸方向は合致しない。原野谷川中流域での確実な条里方向は分らないが、佐野郡衙と見られている坂尻遺跡の大型掘立柱建物の主軸方向は、概ね磁北(国土座標で西へ6°40'傾く角度)方向になる傾向が多い状況とも異なる角度となっている。太田川下流域で官衙関連遺跡と目されている浅羽町新堀遺跡の主要掘立柱建物は、国土座標で西へ19°~21°傾く傾向があり(静岡県埋蔵文化財調査研究所 1992)、太田川水系の広域条里の方向と合致しているが、これも掛之上遺跡の建物群の主軸方向とは異なる結果となっている。

坂尻遺跡での状況は広域条里設定以前の評段階に郡(評)衙が成立していたことから、広域条里に規制されない建物群が見られるのに対して、新堀遺跡のように広域条里設定後に成立した建物群は、広域条里の主軸方向を採用するものと考えられる。なお、新堀遺跡出土の奈良時代土器群は最古のものが奈良時代第2四半期に該当すると報告されていることから、少なくとも太田川水系の広域条里の設定時期は、奈良時代第2四半期以前になる可能性ができたといえよう。となれば、今回検出された掛之上遺跡の建物群の主軸方向については、いかなる原理の元に設定されたのか判断する材料をもたない。少なくとも広域条里には規制されない建物群であるとしか現段階では言いようがない。広域条里設定以前の建物群だとすると、なぜ坂尻遺跡のように磁北を採用せずに、東へ10°傾く角度になるの

か、さらに疑問点が膨らんでくる。推測ではあるが、掛之上遺跡の郡衙正倉の成立時期は出土遺物からの検討では8世紀前～中葉となり明らかに評段階には遡らないため、坂尻遺跡での主軸方向を採用することなく、さらに地形的な問題から広域条里方向をあえて採用せずに、独自の区画制線を設定したのではないかと考えたい。この点については、今後の検討課題の一つとしておきたい。

最後に、掛之上遺跡の建物群が郡衙正倉に該当する建物群であるならば、その郡衙名について少し検討しまとめとしたい。まず、掛之上遺跡からは墨書土器をはじめとした文字資料の出土は見えないため、直接郡衙名を確定する資料には現在のところ恵まれていない。役井市域で該当しそうな郡名をあげるならば、佐野郡、周智郡、山名郡、長下郡があげられる。このなかで佐野(益)郡衙については「佐野厨家」などの墨書土器を出土した坂尻遺跡が最も有力視されている。周智郡衙は「知」や「九周」などの墨書土器が採集されている稲荷領家遺跡と、稲荷領家遺跡に隣接する帯金具や「若」などの墨書土器を出土した春岡遺跡があげられる。

残るは山名郡衙か長下郡衙であるが、山名郡は養老6年(722)に佐益郡八郷を分割して成立した郡であり、地理的に見て佐益郡衙の坂尻遺跡と至近距離にあること、出土遺物の検討から大型建物群の成立時期が8世紀前～中葉になることから見ると、掛之上遺跡の郡衙名は山名郡衙と考えることが有力視される。しかしながら、従来より山名郡衙比定遺跡があり、稲荷領家遺跡(原秀三郎 1983)と新堀遺跡(佐野五十三 1993)が祖上のにのぼってくる。新堀遺跡からは「山名厨」の墨書土器や瓦の破片が出土していることを根拠とし、付近に山名郡衙の存在が推測された遺跡であるが、その後の周辺遺跡の調査では郡衙クラスの奈良時代の有力遺構が検出された遺跡はない。「厨」関連の墨書土器は例えば上橋遺跡で「国厨」が出土したように、国府や郡衙の出先機能をもった施設が郷単位の有力集落に存在する可能性もあり、新堀遺跡も山名郡衙厨家の出先施設の一つであったと考えられないか。となれば、太田川下流域は山名郡の領域になることを裏づける根拠の一つになると考えられる。

稲荷領家遺跡については現在残る地名考証(長下郡内に小山、貫名郷が存在することにより)から太田川下流域を山名郡、小山より下流域を長下郡と考え、山名郡内に存在する最有力遺跡であることから山名郡衙と考えられた遺跡である。しかし、平城京で山名郡より堅流(經)を税として納めた記載のある木簡が出土しているので、山名郡は海に面していたことが分かり、かなり内陸部に位置する稲荷領家・春岡遺跡についてはやはり周智郡衙と考えたほうが妥当であると考えたい。

長下郡は和銅2年(709)に長田郡を分割して長上郡と長下郡とした郡で、平城京出土の木簡から經の納税が認められることから、山名郡同様に海に面していた郡と考えられる。長下郡の領域については確実なところは不明であるが、『続日本記』に和銅8年(715)、遠江で地震が発生し山崩れのため鹿玉河(天竜川)が決壊し、下流の數智、長下、石田(磐田)の3郡が洪水に見舞われた記述が確認できることから、長下郡については天竜川下流域に存在していたと考えられる。

このような諸状況から考えると、掛之上遺跡の官衙関連遺構については、山名郡衙関連の遺構とすることが現段階では妥当であると考えているが、掛之上遺跡からはそれを決定すべき文字資料が出土していないため検討の余地は充分残されている。今後の文字資料の出土が望まれる。

今回の調査では郡衙正倉院の発見を見たこと、さらには第3次発掘調査地区で発見されている大型で土間式の掘立柱建物が目玉される(付図3参照)。おそらく、政庁(郡庁院)に属する建物の可能性が高く、正倉院と郡庁院が隣接して存在する状況を今後の調査で明らかにできそうである。また、その周辺部には郡衙関連遺構の発見を望むことも可能となり、掛之上遺跡の発掘調査については今後とも慎重に進めていく必要を強く強調して、まとめの締めくくりに言及したい。なお、奈良時代の遺構のまとめに関しては特に山中敏史、平松良雄の両氏から文献等の多数の資料提供を受けました。感謝いたします。

【参考文献】

- 袋井市教育委員会 1983 『掛之上遺跡Ⅱ－袋井市掛之上遺跡第2次発掘調査報告書－』
- 袋井市教育委員会 1995 「掛之上遺跡第3次調査報告」「大門遺跡V－大門Ⅰ遺跡第2次発掘調査報告書－」
- 静岡県埋蔵文化財調査研究所 1998 『掛之上遺跡－平成9年度二級河川原野谷川社会環境基盤重点河川事業(地方特定)工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書－』
- 袋井市教育委員会他 2000 「掛之上遺跡－平成11年度袋井市駅前第二地区土地区画整理事業に伴う発掘調査報告書－」
- 袋井市教育委員会他 2001 『掛之上遺跡Ⅶ－袋井市駅前第二地区土地区画整理事業に伴う発掘調査報告書2－』
- 袋井市教育委員会 1983 「大門遺跡－大門Ⅰ遺跡第2次発掘調査報告書－」
- 袋井市教育委員会 1988 「大門遺跡－袋井市大門遺跡第4次発掘調査報告書－」
- 袋井市教育委員会 1990 「大門遺跡V－大門Ⅰ遺跡第5次発掘調査報告書－」
- 袋井市教育委員会 1987 「大門大塚古墳－昭和61年度基礎資料収集調査報告書－」
- 袋井市教育委員会 1993 「袋井の前方後円墳－袋井の首長墓を考える－」
- 袋井市教育委員会 1993 「川田・藤蔵淵遺跡」
- 袋井市教育委員会 1995 「坂尻遺跡－遺物・総括編－」
- 袋井市教育委員会 1996 「高尾向山遺跡Ⅱ」
- 静岡県埋蔵文化財調査研究所 1993 『新堀遺跡』
- 奈良県文化財保存事務所 1966 『重要文化財法隆寺網封蔵修理工事報告書』(第54回出典文庫)
- 奈良国立文化財研究所 1998 『古代の稲倉と村落・郷里の支配』
- 奈良国立文化財研究所 2000 『郡衙正倉の成立と変遷』
- 千葉県文化財センター 1980 『千葉県我孫子市日秀西遺跡発掘調査報告書』(第55回出典文庫)
- 大阪市文化財協会 1992 「難波宮址の研究第九」(第55回出典文庫)
- 倉吉市教育委員会 1997 「不入岡遺跡発掘調査報告書」
- 石田茂作 1948 「正倉院寶庫に関する双倉説と三倉説」「伽藍論攷」 養徳社
- 佐野五十三 1993 「山名邸をめぐる」「新堀遺跡」 静岡県埋蔵文化財調査研究所
- 清水真一 2001 「双倉の形式」「日本の美術419 校倉」 至文堂
- 田中重久 1950 「日本正倉院の生態(上)(下)」「史跡と美術」 204・205 史跡美術同致会
- 田中重久 1952 「正倉院勅封蔵式建築の研究(1)～(4)」「史跡と美術」 219～222 史跡美術同致会
- 原秀三郎 1983 「律令制下の袋井市域」「袋井市史通史編」 袋井市
- 藤沢良祐 1986 「瀬戸大窯発掘調査報告」「瀬戸市歴史民俗資料館研究紀要」V 瀬戸市歴史民俗資料館
- 松井一明 1992 「考察－静岡県下における方形周溝墓の出現過程について－」「宇佐八幡神社境内遺跡」袋井市教育委員会
- 松井一明 1993 「遠江における山茶碗生産について」「静岡県考古学研究」No25 静岡県考古学会
- 松井一明 1995 「古墳時代の掘立柱建物について」「古墳時代の集落」静岡県考古学
- 松井一明 1995 「古墳時代前半土器編年」「古墳時代後半土器編年」「坂尻遺跡－遺物・総括編－」袋井市教育委員会
- 松井一明 1996 「高尾向山遺跡に見る弥生時代後期方形周溝墓の様相」「高尾向山遺跡Ⅱ」袋井市教育委員会
- 松井一明 1998 「静岡県における方形周溝墓の埋葬主体部について－木棺を中心として－」「静岡県考古学研究」No30 静岡県考古学会
- 村上凱一 1971 「平城宮埴原基壇建物および一郭の復元模型」「奈良国立文化財研究年報1971」奈良国立文化財研究所(第55回出典文庫)
- 山中敏史 1944 「正倉の構造と機能」「古代地方官衙遺跡の研究」塙書房
- 山本賢一郎 1998 「常陸国筑波郡衙の正倉遺構」「古代の稲倉と村落・郷里の支配」奈良国立文化財研究所(第55回出典文庫)

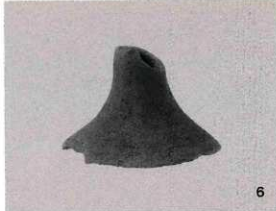
写 真 图 版

図版 1

5・6・9=SB3

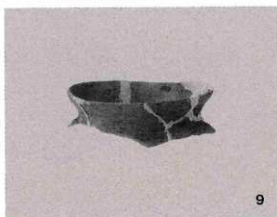


5



6

65=SH5・P18



9



65

132・133=S Z 1・東溝



132

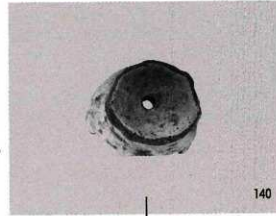


133

139・140=S Z 1・西溝



139



140

144=S Z 1・南溝



144



140

遺物写真(1)

※Noは実測図Noと一致する

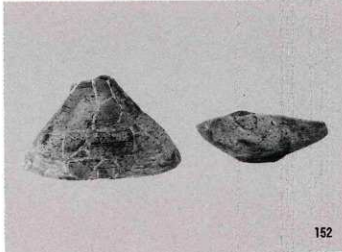
図版2

151 = S Z 2 東清北端

152 = S Z 2 西清



151



152

162・164・165
= S Z 3 南清



162



164

176 = S Z 4 北清



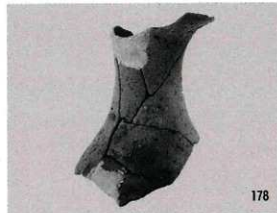
165



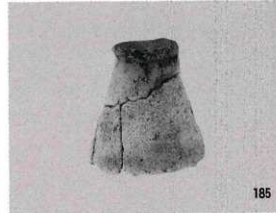
176

178 = S Z 5 東清?

185 = S Z 5 南清



178

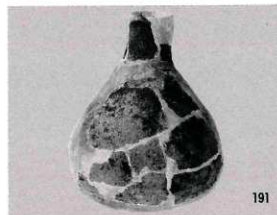


185

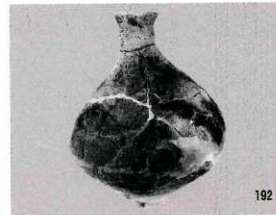
191・192 = S Z 5 北清

遺物写真(2)

※Noは実測図Noと一致する



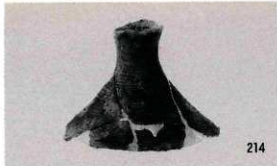
191



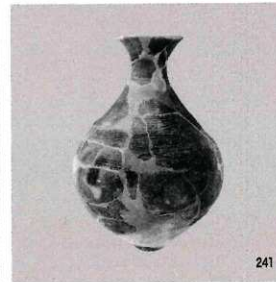
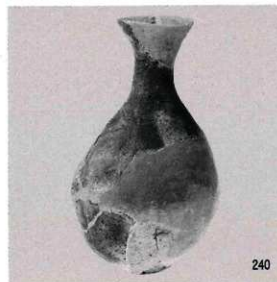
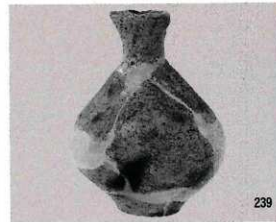
192

図版3

214=S Z 7 西溝



232~241=S Z 7 北溝

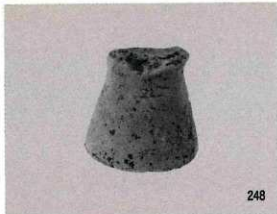


遺物写真(3)

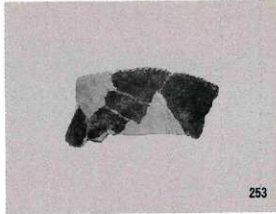
※Noは実測図Noと一致する

図版4

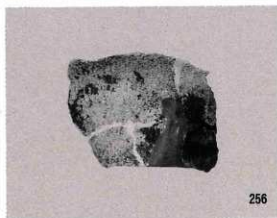
248~262 = S Z 7 北溝



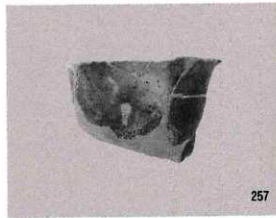
248



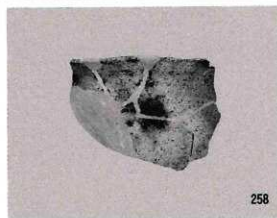
253



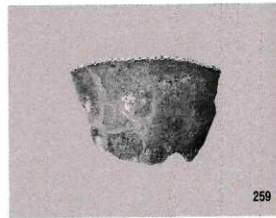
256



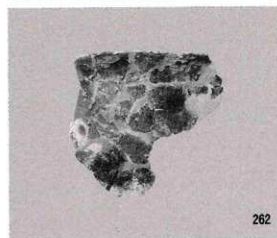
257



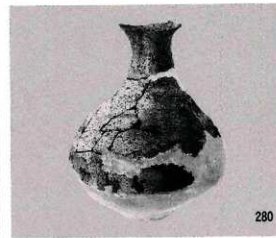
258



259

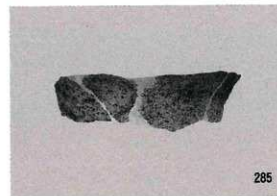


262

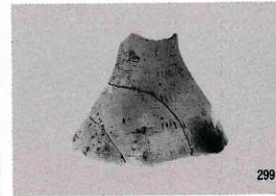


280

280・285 = S Z 7 北溝東端



285



299

299 = S Z 7 北溝西端

遺物写真(4)

※Noは実測図Noと一致する

図版5

322 = S Z 7 北溝西端

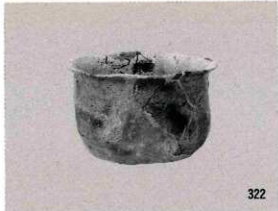
335 = 土器棺 1

339・340 = P 78

402・405 = S K 9

412 = S K 10

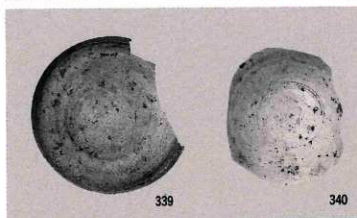
477~486 = S D 2



322

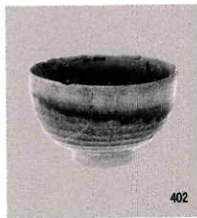


335

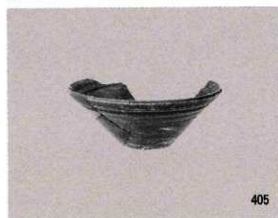


339

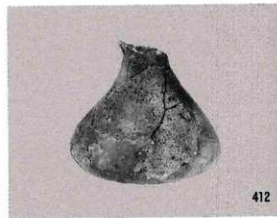
340



402



405



412



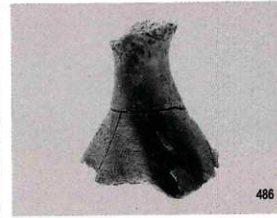
477



478



484



486

遺物写真(5)

※Noは実測図Noと一致する

図版6

517・518=SD2

522=SD3

540=包含層

52=SH5・P13

104=SH5・P34

112=SH5・P38

119=SH10・P4

126=SH11・P8

148=SZ2東溝

444=SK11

1=SH1・P16

2=SZ5南溝

3=SE2

4=SZ5南溝

5=SZ7北溝

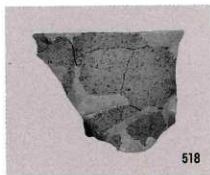
6=SD1

7=SD2

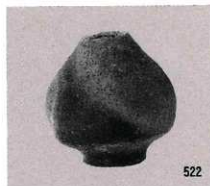
8・9=包含層



517



518



522



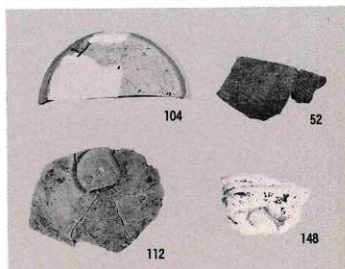
540



126

119

444

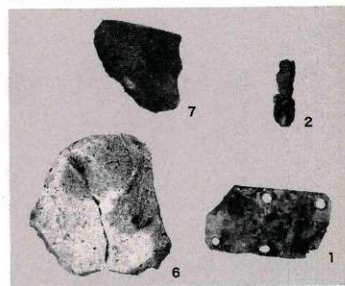


104

52

112

148

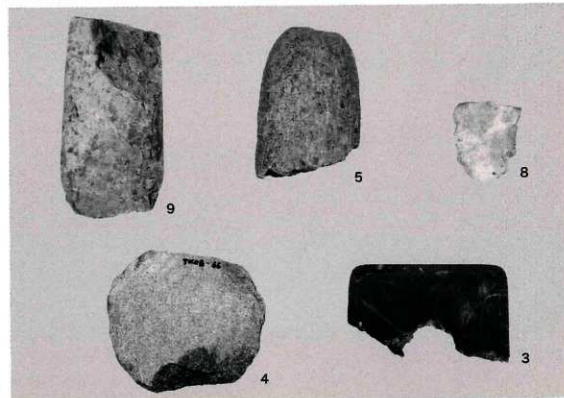


7

2

6

1



9

5

8

4

3

遺物写真(6)

(土器・金属製品・石製品)

※Noは実測図Noと一致する

報告書抄録

フリガナ		カケノウエイセキ		ホンプンヘン		
書名		掛之上遺跡Ⅵ・Ⅶ 本文編				
副書名		袋井市駅前第二地区土地区画整理事業に伴う発掘調査報告書3				
編集著者名		松井一明				
編集機関名		袋井市教育委員会				
所在地		〒437-8666 静岡県袋井市新屋一丁目1番地1 ☎0538-44-3141				
発行年月日		2002年3月26日				
フリガナ 所収遺跡名		カケノウエイセキ 掛之上遺跡				
フリガナ 所在地		シズオカケンフクノイシダカセ 静岡県袋井市高尾				
コード		北緯	東経	調査期間	調査面積	調査原因
市町村	遺跡番号	34° 44' 24"	137° 55' 53"	20000501 ～ 20020326	940.0㎡	袋井市駅前第二地区 土地区画整理事業に伴う 区画2・8号線道路建設・JA遠州 中央袋井南支店建設
22216	151					
所収遺跡名		種別	時代	主な遺構	主な遺物	特記事項
掛之上遺跡		集落跡	弥生時代 中・後期	方形周溝墓 区画溝	土器・石器	弥生時代中 期大方形周 溝墓群 有力集落 (豪族居館?)
			古墳時代 中・後期	竪穴住居跡 掘立柱建物 柱穴群多数 土坑	土器（土師器・須 恵器）・鉄器	
		奈良時代 近世	大型掘立柱建物 井戸 土坑 屋敷地割溝	須恵器・土師器 陶磁器・かわらけ	郡衙推定遺 跡正倉双倉	

袋井市駅前第二地区土地画整理事業に伴う発掘調査報告書3

掛之上遺跡Ⅵ・Ⅶ

— 本文編 —

発行年月日 2002年3月26日

編集・発行 袋井市教育委員会

袋井市役所建設経済部画整理課

〒437-8666 静岡県袋井市新屋1-1-1

印刷 松本印刷株式会社

〒437-0022 静岡県袋井市方丈3丁目3-11